

# 長島町地域福祉計画

(市町村地域福祉計画・自殺対策計画)

計 画 素 案

平成 31 年 2 月

鹿児島県 長島町

このページは白紙です

## 目次

第1章 計画の策定に当たって .....	3
I 計画策定の趣旨 .....	3
II 計画の位置付けと役割 .....	6
III 計画期間及び計画の進行管理 .....	7
IV 計画策定の経緯 .....	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状 .....	13
I 人口減少と高齢化・少子化の進行 .....	13
II 核家族化と高齢単身世帯の増加 .....	15
III 支援が必要な人の状況 .....	16
IV 地域福祉を支える人材等の状況 .....	23
V 住民意識調査結果（抜粋） .....	24
VI 地域社会が抱える課題 .....	33
第3章 計画の基本的な考え方 .....	37
I 基本理念 .....	37
II 施策の基本方向 .....	37
第4章 施策の展開 .....	41
I 安心して暮らせる社会づくり .....	41
1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援 .....	41
2 生活困窮者への支援 .....	42
3 権利擁護の推進 .....	43
4 福祉サービスの質の向上 .....	44
5 福祉のまちづくりの推進 .....	45
6 地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の促進 .....	46
7 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現（自殺対策計画） .....	47
8 その他の支援 .....	50
II 福祉を支える担い手づくり .....	52
1 地域住民等の福祉活動への参加促進 .....	52
2 福祉人材の確保・育成の推進 .....	54
III 地域福祉の推進 .....	55
1 包括的な支援体制の構築 .....	55
2 社会福祉協議会等との連携 .....	56
資料編 .....	59
自殺対策事業一覧 .....	59
用語集 .....	67
策定委員会 .....	72
1 長島町地域福祉計画及び自殺対策計画策定委員会設置要綱 .....	72
2 長島町地域福祉計画及び自殺対策計画策定委員会委員名簿 .....	74

このページは白紙です

## 第1章

# 計画の策定に当たって

このページは白紙です

# 第1章 計画の策定に当たって

---

## I 計画策定の趣旨

本町では、これまで、「長島町老人福祉計画及び介護保険事業計画」、「長島町子ども・子育て支援事業計画」、「長島町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」、「長島町健康づくり計画」等の各分野の個別計画に基づき、各種施策の総合的な推進に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、少子高齢化の更なる進行や家族形態の変化による家族での支え合いの機能の低下、個人の価値観の多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下が進行しています。

また、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援の必要性の高まりや「社会的孤立」、「制度の狭間」の問題への対応等の課題が表面化し、さらに様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯もあり、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースも見られるようになっていきます。

こうした中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めることとし、社会福祉法の改正（平成30（2018）年4月施行）などを行ったところです。

このような状況を踏まえ、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を定めた「長島町地域福祉計画」を策定します。

また本計画は、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」を包括するものとしてします。

# 地域福祉計画の策定にあたって

## 【現状】

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、福祉ニーズが多様化、複雑化しているとともに人口減少社会が進む中、効果的、効率的なサービスの提供の必要性が求められている。

- ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成 27 年 9 月 17 日新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム)
  - 包括的な相談支援システムの構築、高齢・障害・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立を目指す。
- ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)
  - 子ども・高齢者・障害者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現

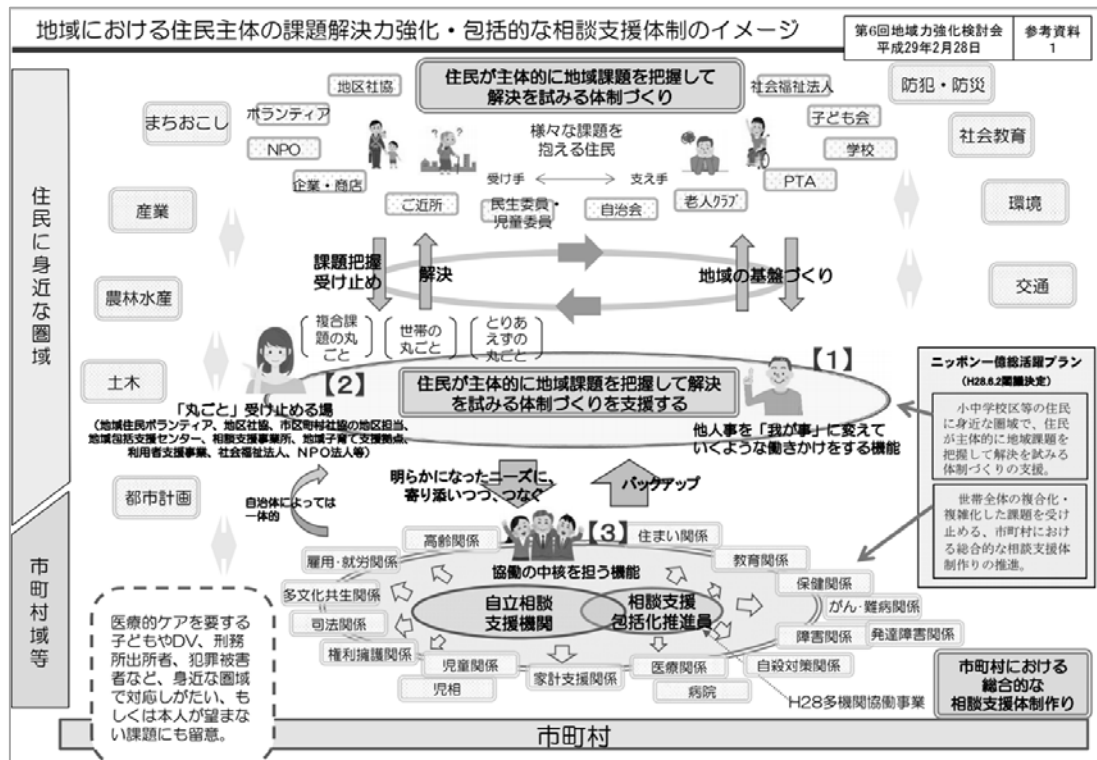


## 【これを受け】

平成 28 年 12 月 26 日地域力強化検討会中間取りまとめ

- ・「他人事」を「我が事」として地域住民が主体的に取り組む。
- ・「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める。

# 「我が事・丸ごと」の地域づくり





## 「我が事・丸ごと」の地域づくりの実現に向けて

社会福祉法の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

- 1 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
- 2 この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
- 3 地域福祉計画の充実
  - 市町村が地域福祉計画を策定するように努めるとともに、高齢者、障害者、児童等の各福祉分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置付け

計画に定める内容

- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項（現行）
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（現行）
- ・ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項（現行）



追加

追加  
計画に定める内容の

- ・ 地域における高齢者、障害者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（追加）
- ・ 地域課題解決のための包括的な支援体制の整備事業（交流拠点の場・地域住民への研修）などを実施する場合はその事業に関する事項（追加）

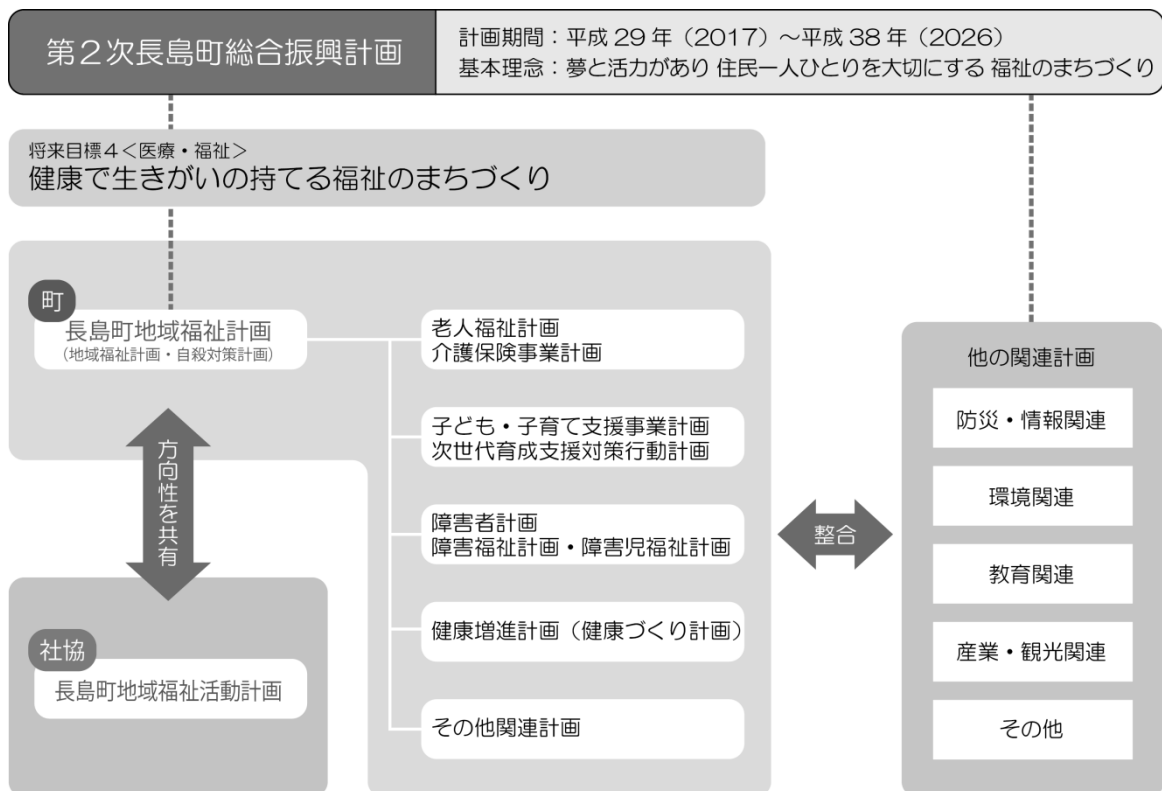


**次期地域福祉計画・（地域福祉活動計画）**

## II 計画の位置付けと役割

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「自殺対策計画」は、自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。自殺対策を効果的・効率的に推進するため、関連計画と整合性を図るとともに、各分野の取組との調和に配慮し、施策の推進を図ります。



### Ⅲ 計画期間及び計画の進行管理

鹿児島県が策定する「地域福祉支援計画」との整合性を確保する為、第1次計画期間に限り、平成31(2019)年度から平成36(2024)年度までの6年間とします。第2次計画以降は5年ごとに見直しを行っていきます。

この計画に基づいて、関係団体等と連携を図り、着実な地域福祉の推進を図ります。

計画に掲げた方針に基づき実施された施策の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)	平成 36年度 (2024)	平成 37年度 (2025)	平成 38年度 (2026)	平成 39年度 (2027)	
第2次長島町総合振興計画(前期)				第2次長島町総合振興計画(後期)						→
長島町地域福祉計画 (地域福祉計画・自殺対策計画)							→			
老人福祉計画 介護保険事業計画(第7期)			老人福祉計画 介護保険事業計画(第8期)				→			
子ども・ 子育て支援事業計画		子ども・子育て支援事業計画(第2期)					→			
障害者計画						→				
障害福祉計画・障害児福祉計画 (第5期)(第1期)			障害福祉計画・障害児福祉計画 (第6期)(第2期)			→				
健康増進計画 (健康づくり計画)		健康増進計画(第2次健康づくり計画)					→			
鹿児島県地域福祉支援計画 鹿児島県自殺対策計画						→				

## IV 計画策定の経緯

計画の策定にあたって、住民の皆様のご意見を反映させるために、住民意識調査、団体等調査、パブリックコメントを実施し、計画策定委員会を開催しました。

### 1 住民意識調査

期間	概要
平成 30 年 9 月～10 月	「地域福祉とこころの健康に関する住民意識調査」として、郵送方式によりアンケート調査を実施。

### 2 庁内の自殺対策関連事業の状況調査（棚卸し作業）

期間	概要
平成 30 年 12 月	長島町役場内全課に自殺対策として取り組むことができる既存の事業の調査を実施。

### 3 団体に関する調査

期間	概要
平成 31 年 1 月～2 月	町内の団体へ、地域福祉活動の現状について調査を実施。

### 4 計画策定委員会

開催日	議題
第 1 回(平成 31 年 1 月 29 日)	(1) 計画の趣旨について (2) 「地域福祉とこころの健康に関する住民意識調査」の結果について (3) 計画の骨子について
第 2 回(平成 31 年 2 月 25 日)	(1) 計画素案について (2) 今後のスケジュールについて
第 3 回(平成 31 年 3 月 18 日)	(1) 計画案について (2) パブリックコメントについて

### 5 パブリックコメント

期間	概要
平成 30 年 3 月 4 日～3 月 12 日	町ホームページに掲載、本庁 1 階ロビー及び福祉事務所窓口、指江庁舎 1 階ロビーで供覧。

## 基礎調査

### アンケート調査

〈概要〉

本町に在住する20歳以上の市民1,000人を対象に、地域福祉とこころの健康に関する意識について調査を行う。

### 団体等調査

〈概要〉

各種団体からみた生活課題や福祉問題等についてアンケート調査を行い、計画策定作業における基礎資料とする。

### 既存資料分析

〈主な内容〉

- 統計資料分析
- 既存計画等文献調査
- 社会資源調査 等



<< 現状・課題の抽出 >>

### 関係部署協議

〈概要〉

現状と課題を踏まえ、基本方針や地域福祉向上に向けた具体的な取り組みと役割分担を検討し、計画素案の作成作業を行う。

現状・課題の整理

基本方針の検討

具体的な取組 及び  
役割分担の検討

### 事務局

〈概要〉

町福祉事務所を中心に、施策をどのように推進していくのか、各関係課・係において協議、調整を行う。



計画素案の提示

意見

## 計画策定委員会


〈概要〉

- 基礎調査や各会議の結果を含む計画内容について協議、承認を行う場とし、計画の承認機関とする。
- 現状・課題を把握しながら、全町的な視点から本町の地域福祉の推進に向けた将来像及び具体的な取組、活動等について協議を行う。



パブリックコメントの実施

長島町地域福祉計画の公表

※  は、住民参画による策定プロセス

このページは白紙です

## 第2章

### 地域福祉を取り巻く現状

このページは白紙です



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### I 人口減少と高齢化・少子化の進行

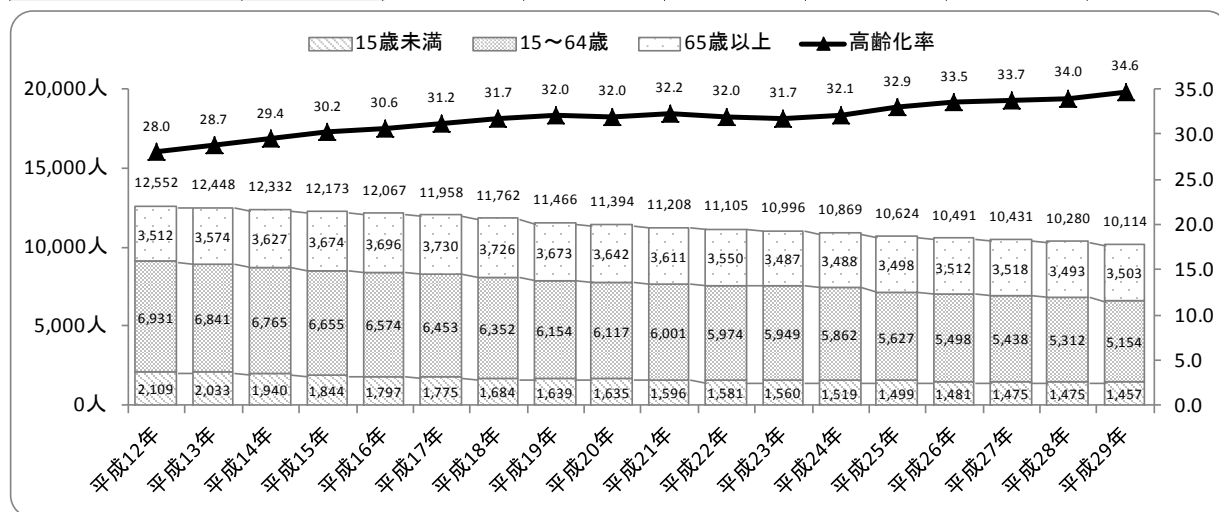
#### 1 人口の推移

平成12年に12,552人だった本町人口は、年々減少を続け平成29年には10,114人となっています。

総人口に対する15歳未満の占める割合は、16.8%から14.4%に低下し、逆に65歳以上の占める割合（高齢化率）は28.0%から34.6%に上昇しており、少子高齢化が進展している状況です。

(単位:人・%)

	総人口	年齢3区分			再掲		高齢化率
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	65～74歳	75歳以上	
平成12年	12,552	2,109	6,931	3,512	2,087	1,425	28.0
平成13年	12,448	2,033	6,841	3,574	2,068	1,506	28.7
平成14年	12,332	1,940	6,765	3,627	2,026	1,601	29.4
平成15年	12,173	1,844	6,655	3,674	2,016	1,658	30.2
平成16年	12,067	1,797	6,574	3,696	1,961	1,735	30.6
平成17年	11,958	1,775	6,453	3,730	1,864	1,866	31.2
平成18年	11,762	1,684	6,352	3,726	1,795	1,931	31.7
平成19年	11,466	1,639	6,154	3,673	1,703	1,970	32.0
平成20年	11,394	1,635	6,117	3,642	1,587	2,055	32.0
平成21年	11,208	1,596	6,001	3,611	1,533	2,078	32.2
平成22年	11,105	1,581	5,974	3,550	1,444	2,106	32.0
平成23年	10,996	1,560	5,949	3,487	1,359	2,128	31.7
平成24年	10,869	1,519	5,862	3,488	1,316	2,172	32.1
平成25年	10,624	1,499	5,627	3,498	1,326	2,172	32.9
平成26年	10,491	1,481	5,498	3,512	1,352	2,160	33.5
平成27年	10,431	1,475	5,438	3,518	1,413	2,105	33.7
平成28年	10,280	1,475	5,312	3,493	1,437	2,056	34.0
平成29年	10,114	1,457	5,154	3,503	1,501	2,002	34.6



出典：人口動態統計

## 2 出生数等の推移

出生数はおよそ 90 人程度で推移しており、平成 27 年は 79 人となっています。

また、人口千人当たり出生数（出生率）は、平成 27 年に 7.6 となっています。1 人の女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は 1.89 で、全国及び鹿児島県に比べ高い水準を維持しています。

区分		平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)
出生数	本町	80	93	99	91	79
出生率	本町	7.3	8.6	9.3	8.7	7.6
	鹿児島県	9.0	8.8	8.7	8.6	8.6
	全国	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0
合計特殊出生率	本町	1.82	1.84	1.88	1.90	1.89
	鹿児島県	1.64	1.64	1.63	1.62	1.70
	全国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45

出典：人口動態統計

## 3 年齢区分別人口の推移

65 歳以上の人口の総人口に占める割合（高齢化率）は、平成 27 年で 33.7 パーセントとなっています。

また、総人口は平成 37 年には平成 27 年より 1,498 人減少し、8,933 人と推計されています。年齢別に見ると、65 歳未満人口は 1,522 人減少し、5,391 人となる一方、65 歳以上人口は 3,542 人となることが見込まれています。

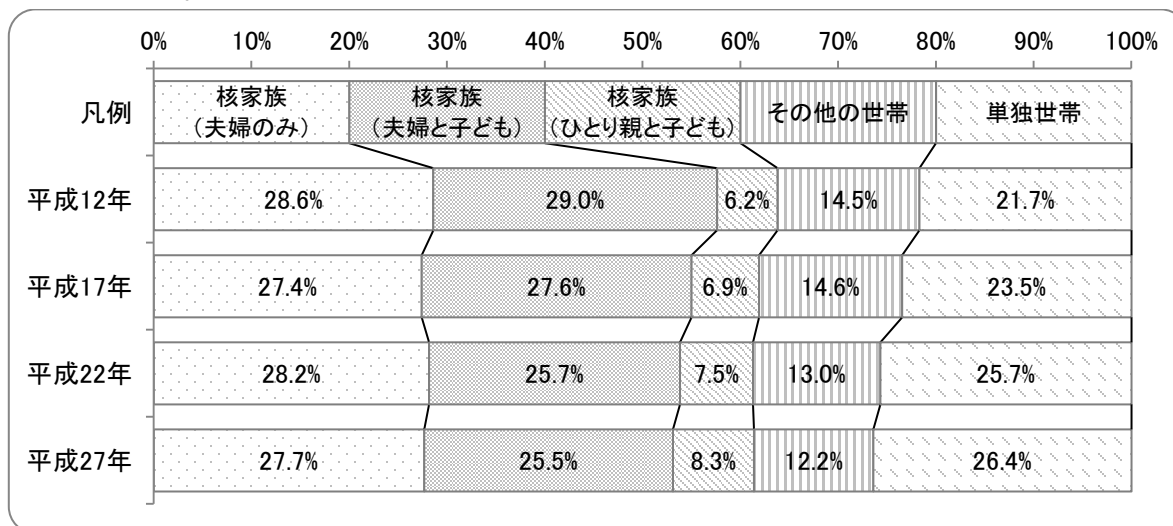
区分		平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
総人口		11,958	11,105	10,431	9,685	8,933
15歳未満	人口	1,775	1,581	1,475	1,359	1,242
	構成比	14.8	14.2	14.1	14.0	13.9
15～64歳	人口	6,453	5,974	5,438	4,780	4,149
	構成比	54.0	53.8	52.1	49.4	46.4
65歳以上	人口	3,730	3,550	3,518	3,546	3,542
	構成比	31.2	32.0	33.7	36.6	39.7

出典：平成 27 年までは総務省統計局「国勢調査」、平成 32 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（平成 30 年推計）」

## II 核家族化と高齢単身世帯の増加

### 1 核家族化の状況

核家族（ひとり親と子ども）及び単身世帯が増加傾向を示しており、平成12年調査に比べ、核家族（ひとり親と子ども）が2.1ポイント、単身世帯が4.7ポイント増加しています。



出典：国勢調査

### 2 世帯構成の推移

平成27年の本町の一般世帯数は4,129世帯で、平成22年と比べると167世帯（3.9パーセント）減少しています。65歳以上の高齢親族のいる世帯は2,289世帯であり、一般世帯の55.4パーセントとなっています。このうち高齢単身世帯は、686世帯で16.6パーセントとなっており県内43市町村中31位となっています。

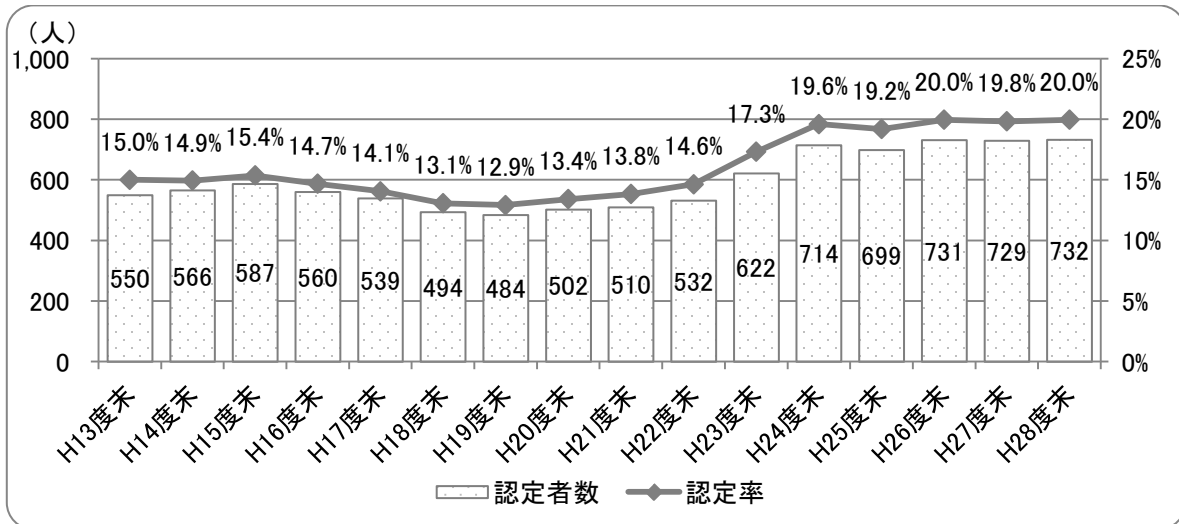
区分	平成12年		平成17年		平成22年(a)		平成27年(b)		(b)-(a)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	増減率(%)
高齢親族のいない世帯	2,122	47.2%	2,015	45.5%	1,944	45.3%	1,840	44.6%	△104	△5.3
高齢親族のいる世帯	2,378	52.8%	2,417	54.5%	2,352	54.7%	2,289	55.4%	△63	△2.7
高齢単身世帯	634	14.1%	639	14.4%	721	16.8%	686	16.6%	△35	△4.9
男性	128	20.2%	139	21.8%	159	22.1%	181	26.4%	22	13.8
女性	506	79.8%	500	78.2%	562	77.9%	505	73.6%	△57	△10.1
高齢夫婦世帯	799	17.8%	807	18.2%	735	17.1%	714	17.3%	△21	△2.9
その他	945	21.0%	971	21.9%	896	20.9%	889	21.5%	△7	△0.8
一般世帯	4,500	100.0%	4,432	100.0%	4,296	100.0%	4,129	100.0%	△167	△3.9

出典：国勢調査

### Ⅲ 支援が必要な人の状況

#### 1 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

要介護認定者は平成 24 年度以降高い水準で推移し、平成 28 年度末現在の第 1 号被保険者（65 歳以上の方）における認定者数は、732 人であり、平成 13 年度末と比べると約 1.3 倍になっています。



出典：介護保険事業状況報告

#### 2 介護給付費（年額）

第 1 号被保険者 1 人当たりの介護サービス給付額については、居宅サービスが鹿児島県及び全国平均より低くなっていますが、地域密着型サービスと施設サービスが鹿児島県及び全国平均を大きく上回っており、総額としても鹿児島県及び全国平均より高くなっています。

年度	第1号被保険者数(人)	1人当たり給付額総額(千円)	居宅サービス		地域密着型サービス		施設サービス	
			給付費(千円)	1人当たり給付費(円)	給付費(千円)	1人当たり給付費(円)	給付費(千円)	1人当たり給付費(円)
平成16年度	3,815	213	277,226	72,667			534,222	140,032
平成19年度	3,748	195	235,756	62,902	97,398	25,987	396,934	105,906
平成22年度	3,636	244	352,732	97,011	112,850	31,037	422,137	116,099
平成25年度	3,643	279	415,390	114,024	187,423	51,447	412,649	113,272
平成28年度	3,669	294	409,887	111,716	256,058	69,790	413,371	112,666
(参考)								
平成28年度鹿児島県	495,400	284	57,592,717	116,255	32,969,239	66,551	50,298,752	101,532
全国	34,404,995	252	4,451,408,464	129,383	1,364,625,771	39,664	2,855,646,776	83,001

出典：介護保険事業状況報告

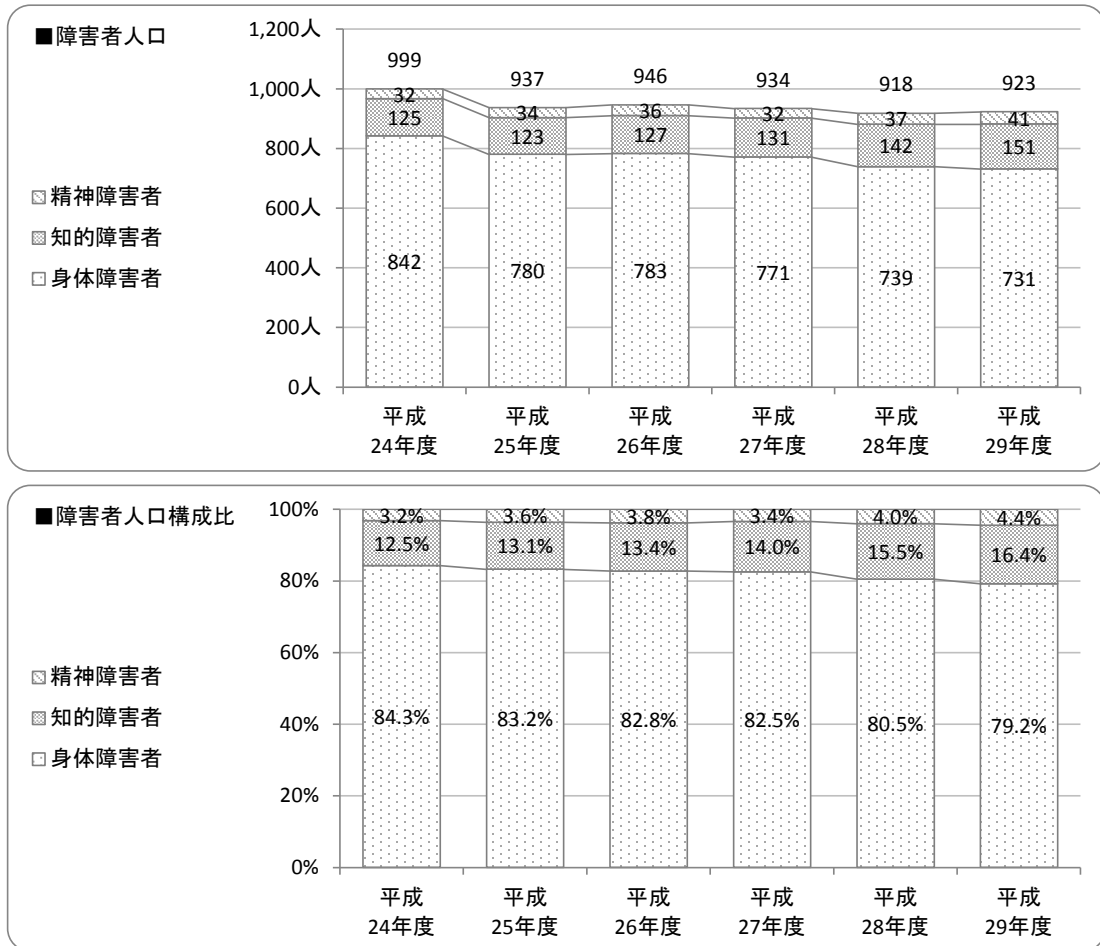
第 1 号被保険者数は各年度末時点

給付費は各年 3 月～翌年 2 月サービス分

### 3 障害者数の推移

本町の障害児及び障害者数は、平成 29 年 10 月 1 日現在で 923 人となっており、平成 27 年以降横ばい傾向で推移しています。また、総人口に対する出現率は 8.7% となっています。

平成 27 年度以降の構成比をみると、身体障害者は低下傾向、知的障害者及び精神障害者は上昇傾向にあります。



出典：福祉事務所調べ（各年 4 月 1 日現在）

## 4 障害福祉サービスの利用状況

### (1) 重度心身障害者医療費

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数(人)	247	235	226	222	200
助成件数(件)	4,746	4,383	4,141	4,065	3,909
支出額(円)	19,879,187	19,913,270	17,697,519	15,849,486	14,667,862

出典：福祉事務所調べ

### (2) 特別障害者手当等

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数(人)	327	325	318	308	307
支出額(円)	72,610,940	7,116,240	6,741,620	6,571,640	6,638,630

出典：福祉事務所調べ

### (3) 地域生活支援事業

単位：円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談支援事業	1,183,000	1,187,400	1,183,000	2,605,000	2,605,000
意思疎通支援事業	127,160	109,250	145,840	69,250	111,340
通訳者報酬	89,500	79,900	107,400	52,900	64,000
通訳者費用弁償	22,660	19,350	25,940	8,350	36,340
通訳者委託料	15,000	10,000	12,500	8,000	11,000
日常生活用具 件数	201	212	276	297	348
支出額	1,969,659	2,624,592	2,365,272	2,972,796	2,734,114
地域活動支援センター	1,238,000	1,241,000	1,239,000	1,240,000	1,240,000
日中一時支援 利用者	10	11	14	15	17
延べ利用回数	340	649	931	1,261	1,206
支出額	1,814,832	2,065,014	2,365,632	3,112,389	3,148,923
手話奉仕員養成研修事業	244,400	231,048	224,800	227,864	224,030

出典：福祉事務所調べ

## 5 母子・父子世帯の世帯数の推移

平成 27 年の母子世帯数は、265 世帯で一般世帯の 6.4 パーセント（平成 22 年に比べ 0.8%上昇）、平成 27 年の父子世帯数は、77 世帯で一般世帯の 1.9 パーセント（平成 22 年に比べ 0.1%上昇）となっています。

年次	母子世帯			父子世帯			(参考)一般世帯	
	世帯数 (世帯)	一般世帯 に占める 割合	世帯人員 (人)	世帯数 (世帯)	一般世帯 に占める 割合	世帯人員 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)
平成7年	206	4.6%	476	48	1.1%	110	4,487	13,071
平成12年	230	5.1%	538	50	1.1%	117	4,522	12,407
平成17年	238	5.4%	543	69	1.6%	166	4,368	11,674
平成22年	242	5.6%	562	79	1.8%	186	4,296	10,899
平成27年	265	6.4%	612	77	1.9%	172	4,129	10,196

出典：国勢調査

## 6 高齢者虐待の状況

家庭内虐待の高齢者虐待対応窓口への相談・通報件数は、平成 26 年度・平成 27 年度でそれぞれ 2 件あり、そのうち虐待と判断した件数もそれぞれ 2 件となっています。

施設内での虐待の相談・通報件数及び虐待と判断した件数は平成 24 年度以降ありません。

調査対象年度	家庭内虐待		施設内虐待	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
平成24年度(2012)	0	0	0	0
平成25年度(2013)	0	0	0	0
平成26年度(2014)	2	2	0	0
平成27年度(2015)	2	2	0	0
平成28年度(2016)	0	0	0	0

出典：福祉事務所調べ

## 7 障害者虐待の状況

障害者虐待の平成 29 年度の状況をみると、障害者虐待通報・届出件数は 3 件で、認定件数は 1 件となっています。

調査対象年度	(件)	
	相談・通報件数	虐待判断件数
平成24年度(2012)	1	1
平成25年度(2013)	0	0
平成26年度(2014)	0	0
平成27年度(2015)	0	0
平成28年度(2016)	1	0
平成29年度(2017)	3	1

出典：福祉事務所調べ

## 8 児童虐待認定件数（児童相談所及び町の合計）の推移

児童虐待の平成29年度の通告件数は2件で、認定件数は0件となっています。全国的には、核家族化や地域の連帯意識の低下等といった社会環境の変化に加え、虐待に対する認識の浸透等により、通告、認定ともに件数は増加しています。

調査対象年度	児童虐待通告件数	児童虐待認定件数
平成24年度(2012)	2	2
平成25年度(2013)	0	0
平成26年度(2014)	0	0
平成27年度(2015)	0	0
平成28年度(2016)	2	2
平成29年度(2017)	2	0

出典：福祉事務所調べ

## 9 生活困窮者自立支援制度における相談支援状況

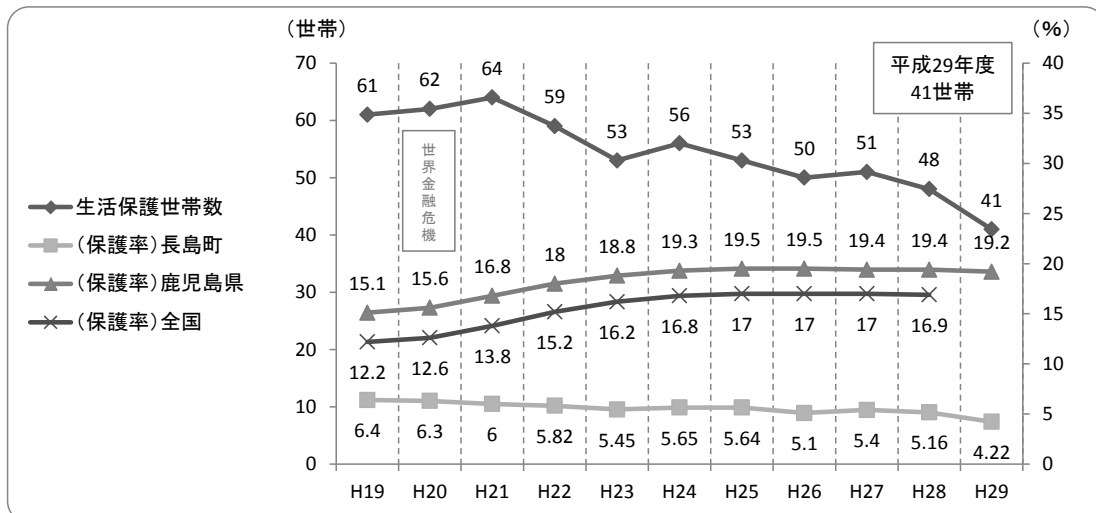
平成29年度の自立生活のためのプラン（本人の目指す姿や本人が取り組むこと、支援内容などについてまとめたもの。）策定の10万人当たりの月平均件数は、全国平均及び県平均を下回っています。

区分		新規相談受付件数	プラン作成件数
平成28年度 (2016)	長島町	2.0	0.0
	鹿児島県	13.7	2.2
	全国	14.5	4.3
平成29年度 (2017)	長島町	4.0	4.0
	鹿児島県	16.7	3.5
	全国	14.9	4.6

出典：福祉事務所調べ（人口10万人当たり）

## 10 生活保護受給世帯数等の年次推移

平成29年度平均の生活保護受給者は41世帯となっており、年度平均保護率は、平成24年度以降減少傾向で推移しています。



出典：福祉事務所調べ



## 11 福祉サービスにおける相談・問い合わせの受付状況

福祉サービスに関する利用者等からの相談・問い合わせの受付状況は、平成 29 年度で 435 件であり、平成 27 年以降増加傾向にあります。

区分	(件)				
	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
相談・問い合わせ受付件数	267	161	147	372	435

出典：福祉事務所調べ

## 12 自殺者数の推移（年齢階級別）

平成 25 年度～平成 29 年度の年齢階級別自殺者数によると、80 代以上が 3 人で最も多く、40 代、60 代、70 代が 2 人となっています。平成 25 年度に 4 人だった自殺者数は、平成 29 年度には 1 人となっています。

区分	(人)				
	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
20代未満					
20代				1	
30代	1				
40代	1	1			
50代					
60代	1				1
70代		1	1		
80代以上	1	2			
合計	4	4	1	1	1

出典：地域自殺実態プロフィール

## 13 権利擁護サービス（福祉サービス利用支援事業）の利用状況の推移

判断能力が不十分な高齢者や障害者等に日常的な金銭管理のサービスを提供する福祉サービスの実利用者数は、平成 29 年度末累計で 10 件となっています。

区分	(件)				
	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
実利用者件数(累計)	4	5	9	8	10

出典：福祉事務所調べ

## 14 成年後見制度の申立件数の推移

判断能力の不十分な認知症，知的障害，精神障害等に対し，家庭裁判所に申立て・審判を経て後見人等が権限を行使して生活を支援する成年後見制度の申立件数は，平成29年度で4件となっています。

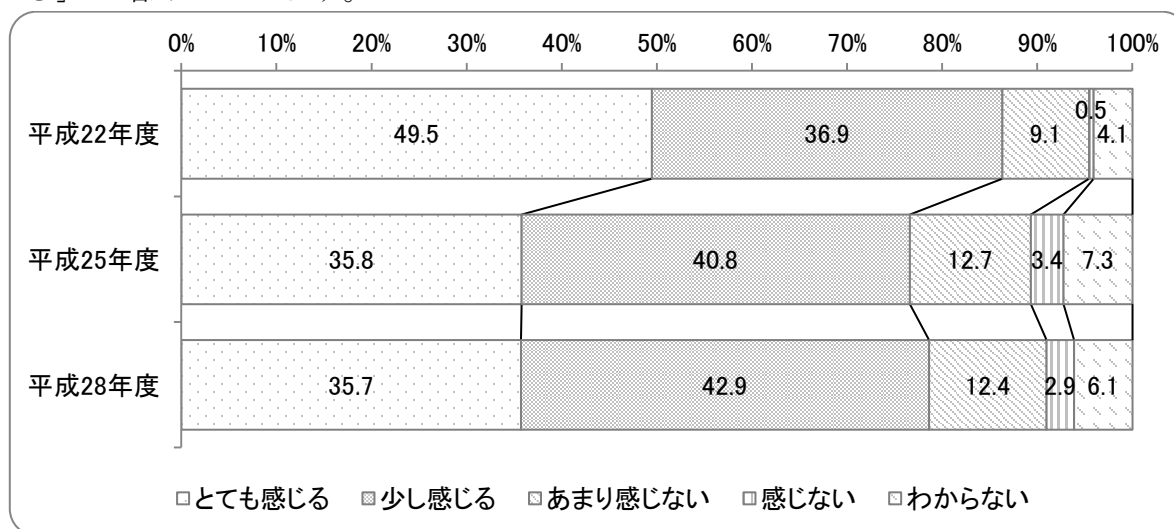
※H26～H28の実績については現在問い合わせ中です

区分	長島町	鹿児島県		全国 総数	うち市町村 長申立	
		総数	うち市町村 長申立		うち市町村 長申立	うち市町村 長申立
平成26年		353	51	34,174	5,592	
平成27年		343	52	34,623	5,993	
平成28年		395	82	34,429	6,466	
平成29年	4	359	53	35,486	7,037	

出典：福祉事務所調べ

## 15 地域のつながりについて

地域のつながりがあると感じるかについて，「とても感じる」が減少し，「少し感じる」が増加しています。



出典：介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査

## IV 地域福祉を支える人材等の状況

### 1 ボランティア活動，NPO法人の状況

平成 31 年 2 月現在，本町に主たる事務所において活動を行っている NPO 法人は，4 団体となっています。

No.	団体名	活動分野	設立
1	ひよこ会	災害救援／国際協力	平成 15 年 3 月 27 日
2	長島福祉作業所ぽんぽこ村	保健・医療・福祉／まちづくり／環境の保全 ／子どもの健全育成／職業能力・雇用機会	平成 19 年 8 月 1 日
3	ながしま元気かい	まちづくり／環境の保全	平成 21 年 5 月 28 日
4	あたたかい cocoro 長島	社会教育／まちづくり／子どもの健全育成	平成 25 年 12 月 20 日

出典：内閣府 NPO 法人ポータルサイト（掲載は設立順）

### 2 民生委員・児童委員の状況

平成 31 年 2 月 1 日現在，本町では，民生委員・児童委員 36 人と主任児童委員 2 人が活動しています。

(人)

地区(旧町)		民生委員・児童委員数	主任児童委員
総数		36	2
	旧東町	21	1
	旧長島町	15	1

出典：福祉事務所調べ

### 3 認知症サポーター養成数（累計）等の推移

平成 30 年 12 月末現在，町内で 911 人の認知症サポーターが養成されており，キャラバン・メイトは，15 人となっています。

(人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症サポーター	328	754	831
キャラバン・メイト	7	10	13

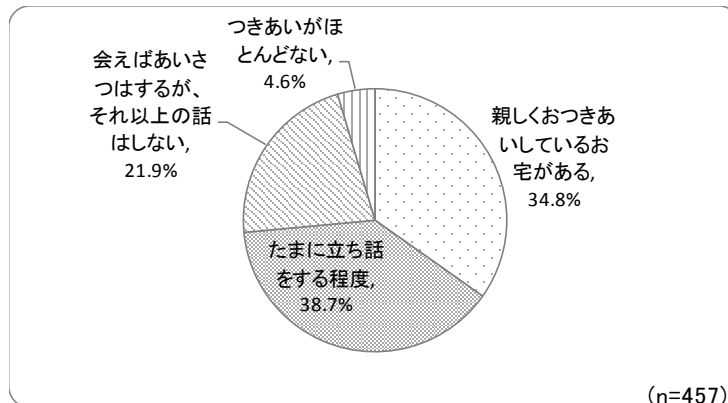
出典：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク（各年度末現在）

## V 住民意識調査結果（抜粋）

### 1 地域との関わりについて

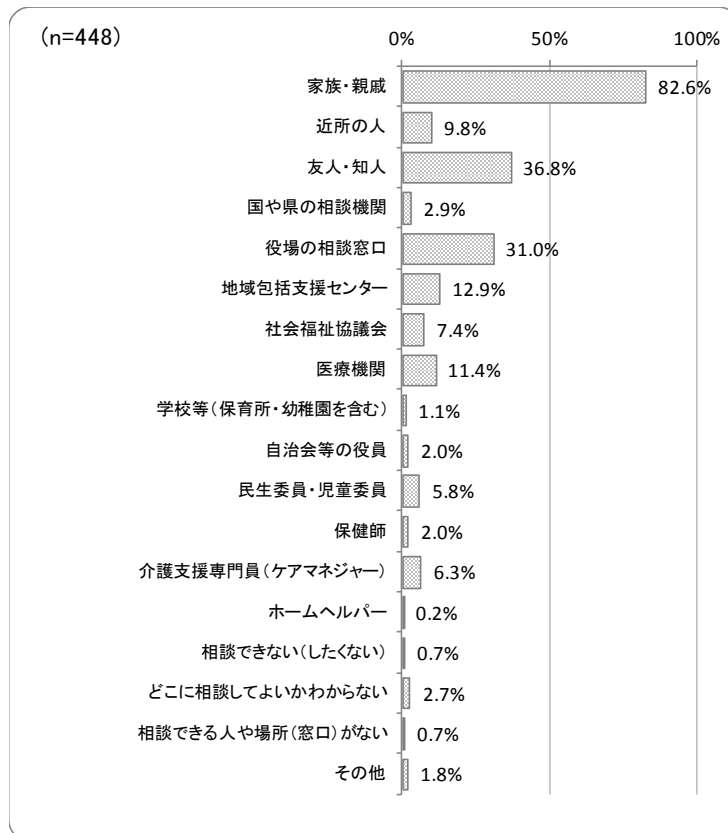
#### （1）近所づきあい

7割以上が立ち話をしたり，困っている時に相談や助け合ったりするなどの近所づきあいをしています。



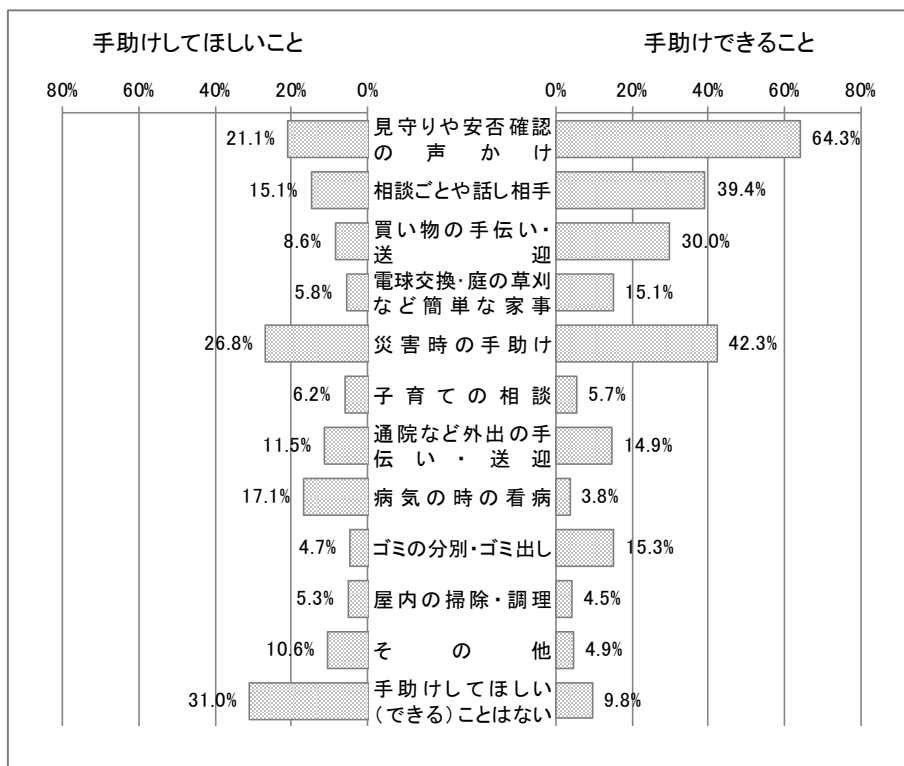
#### （2）生活上の悩みや福祉サービスが必要になった場合の相談先

「家族・親戚」が8割で他と大きな差が見られたものの、「友人・知人」や「役場の相談窓口」の割合も比較的高くなっています。



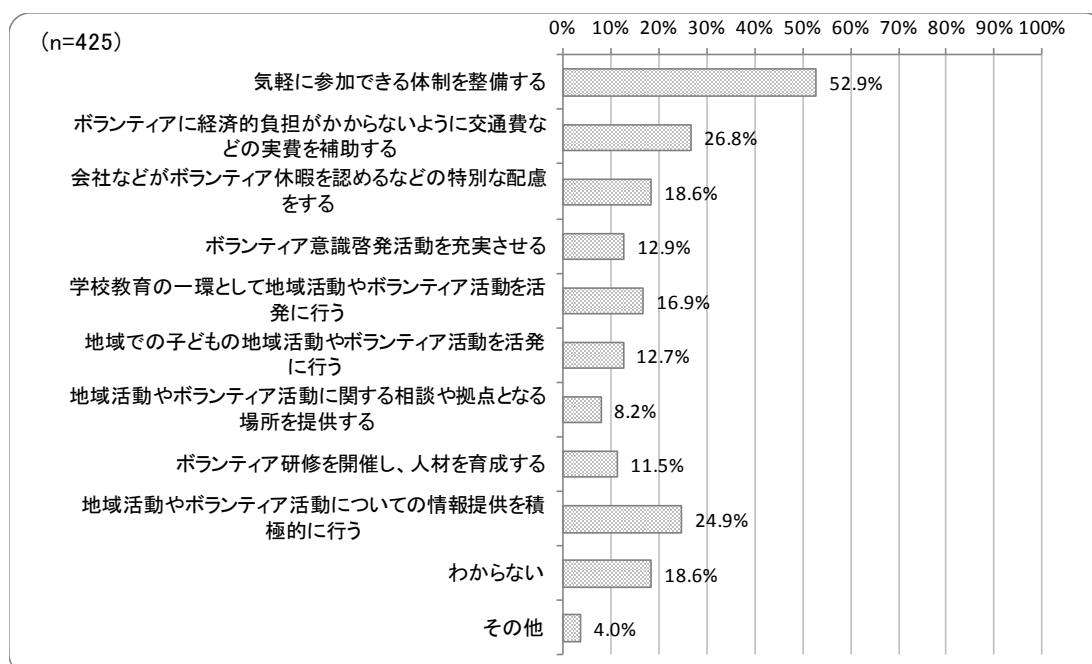
### (3) 手助けしてほしいことと手助けできること

手助けしてほしいことについては、「災害時の手助け」や「見守りや安否確認の声かけ」の割合が比較的高いものの、「手助けしてほしいことはない」とした割合が最も高く、手助けできることについては、「見守りや安否確認の声かけ」が半数を超えています。



### (4) 地域活動やボランティア活動について

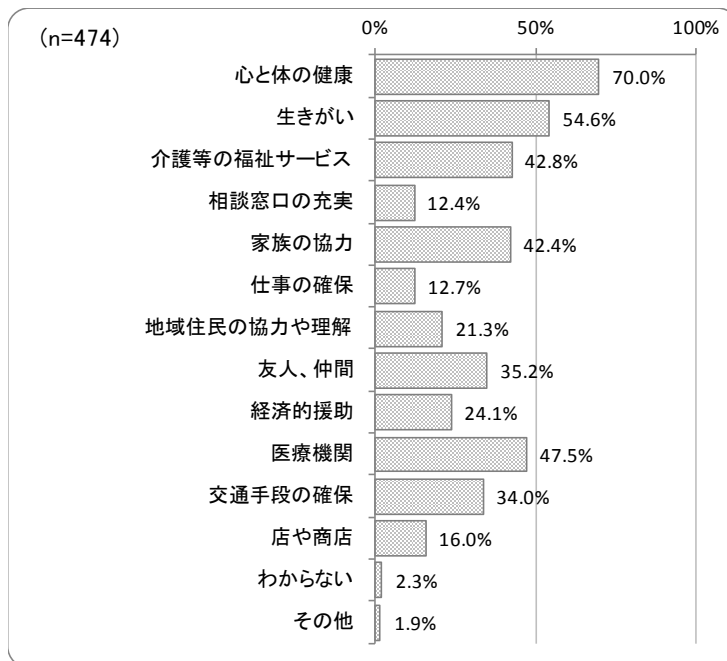
「気軽に参加できる体制を整備する」とする割合が全体の半数を超えており、その他、経済的負担がかからぬよう交通費等実費を補助する仕組みや、情報提供を求める意見が多くみられました。



## 2 福祉について

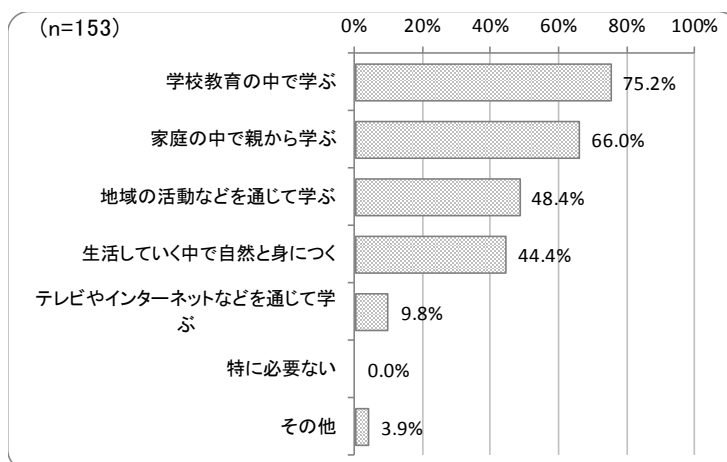
### (1) 高齢者福祉について

高齢者が地域で生活する上で大切なこととしては、「心と体の健康」と「生きがい」とする割合が過半数を占めています。



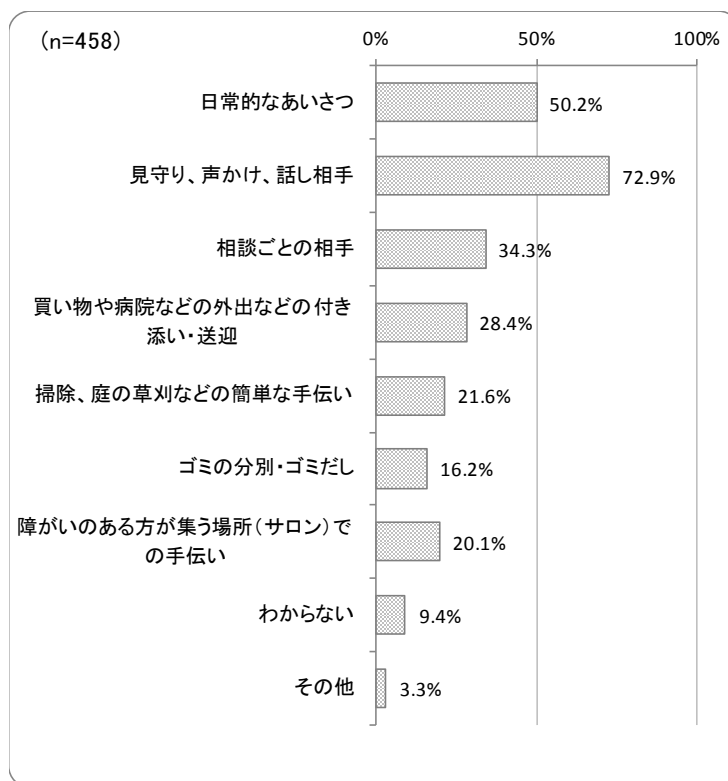
### (2) 児童福祉について

子どもに対する福祉教育については、学校や家庭での教育が半数を超えています。



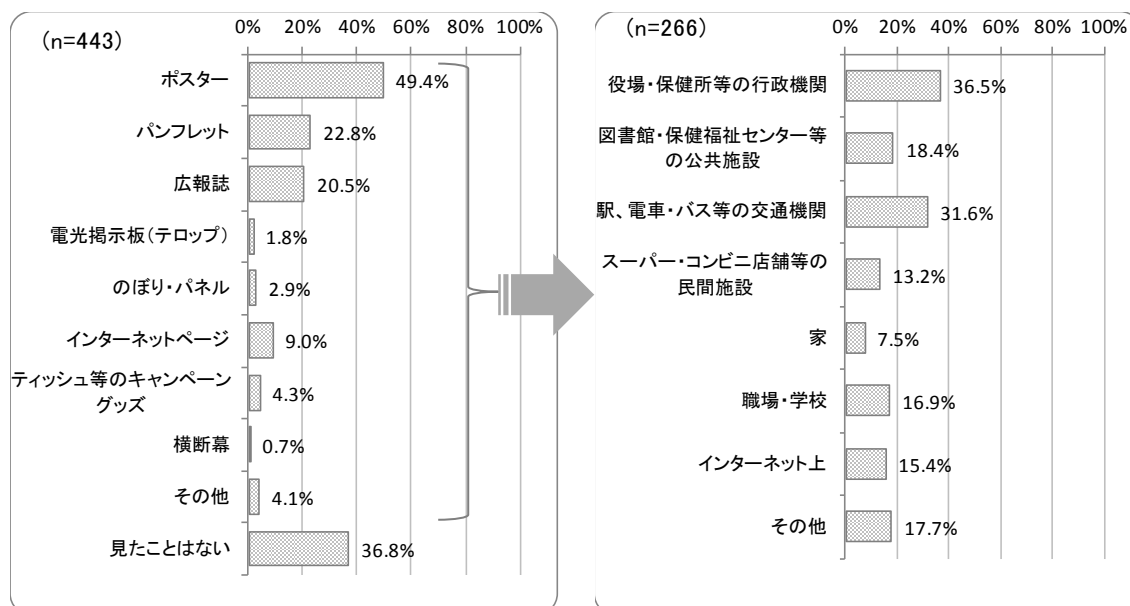
### (3) 障害者福祉について

障害のある方が地域の中で安心して暮らせるように、地域でできることについては、「見守り、声かけ、話し相手」や「日常的なあいさつ」とする割合が高くなっています。



### (4) 自殺対策・予防等について

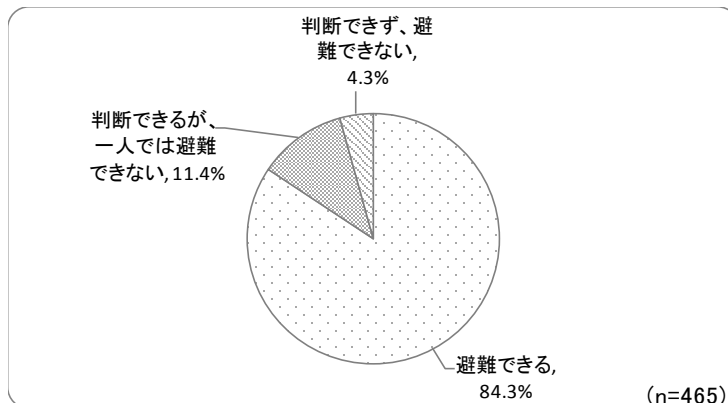
見たことのある啓発物はポスターやパンフレット、広報誌とする割合が高くなっているものの、見たことはない割合もおよそ4割に上っています。目にした場所が行政機関や交通機関ということもあり、目は通すもののしっかりと読んでいないという結果となっています。



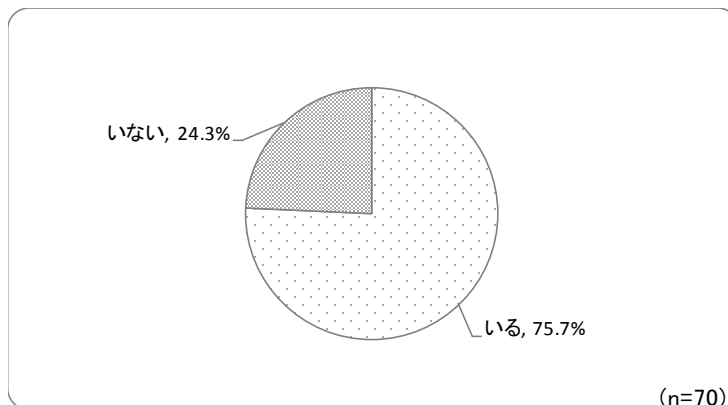
### 3 災害時の備えについて

#### (1) 災害発生時の状況判断と避難の可否

災害が発生した場合「避難できる」とする回答が8割を超えているものの、「避難できない」とする回答も一定数見られます。



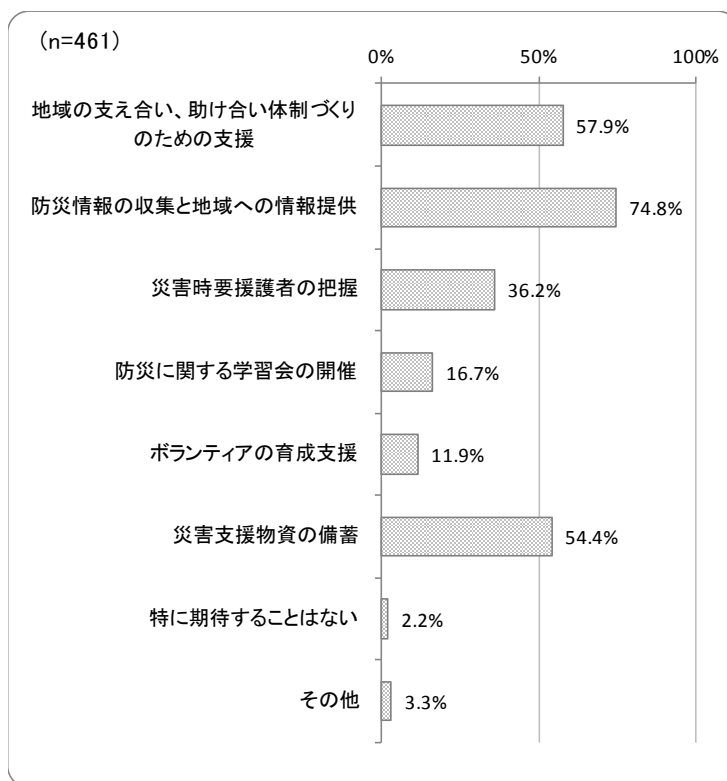
一人で避難ができない場合の援護者の有無についてみると、4人のうち3人が「いる」と回答しています。





## (2) 災害発生時行政の役割として期待すること

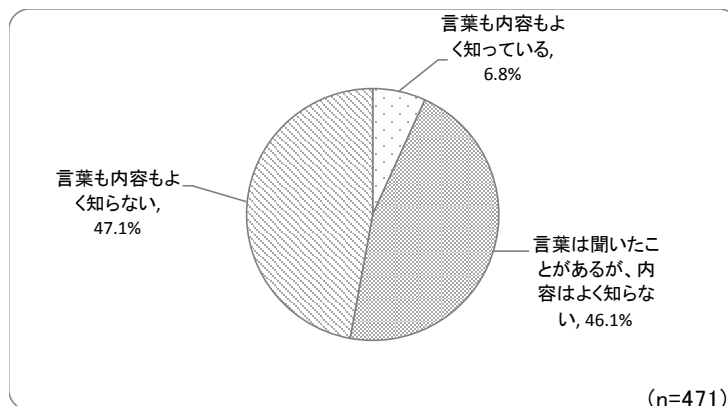
「防災情報の収集と地域への情報提供」への期待が最も高くなっています。また、「地域の支え合い、助け合い体制づくりのための支援」や「災害支援物資の備蓄」に対しても過半数を超える期待が寄せられています。



## 4 生活困窮者対策について

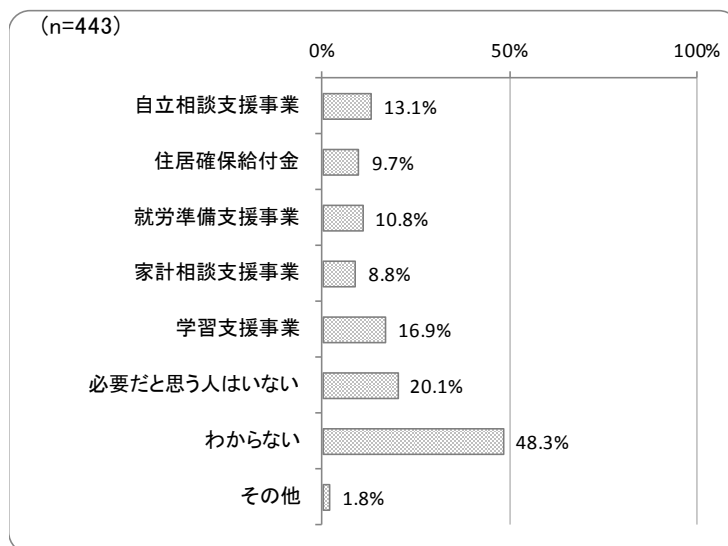
### (1) 生活困窮者自立支援法の認知度

生活困窮者自立支援法については、認知度が1割に満たないという結果となっています。「言葉も内容もよく知らない」とする割合が47%で最も高く、「言葉や名前は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」とする割合も46%であることから、内容の周知徹底が必要であると考えられます。



### (2) 生活困窮者に対する必要な支援

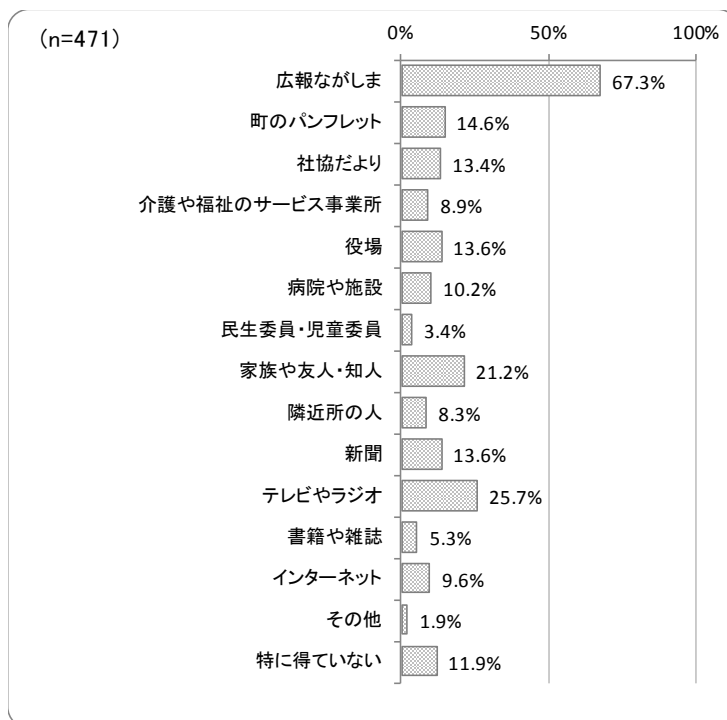
「わからない」とする割合が5割弱、「必要だと思う人はいない」が約2割という結果となっています。



## 4 福祉行政について

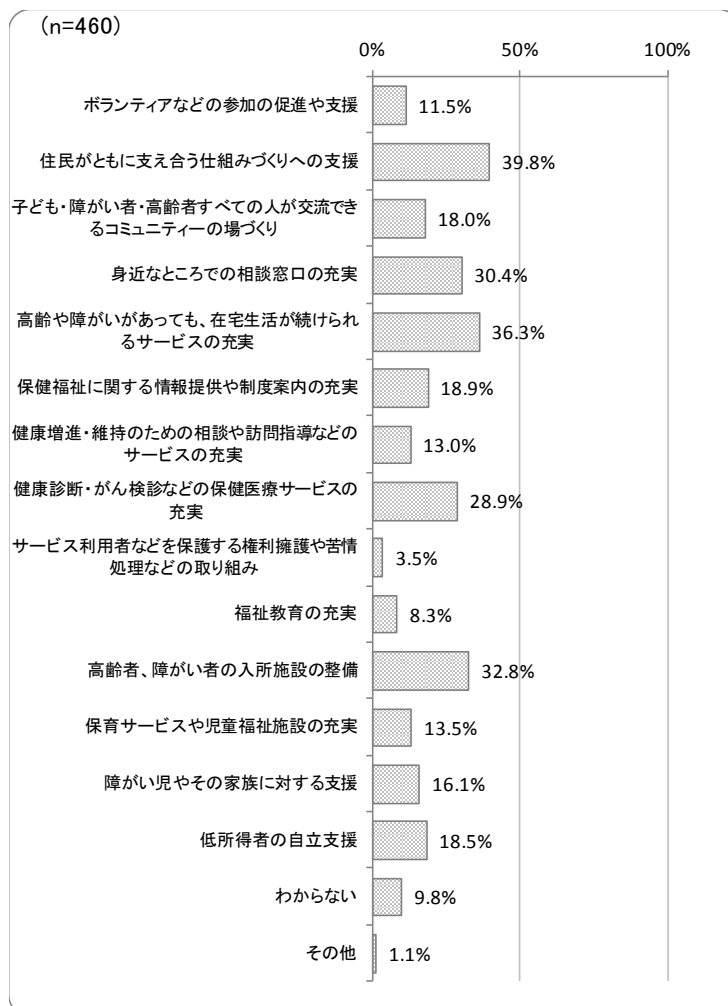
### (1) 福祉や健康に関する情報の入手先

情報の入手先は、広報ながしまが7割弱で他と大きく差が開いています。



## (2) 町の福祉施策で必要なこと

町の福祉施策で必要なこととしては、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」や「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」の割合が比較的高くなっています。



## VI 地域社会が抱える課題

### 1 住民による支え合いや見守りなどの仕組みづくり

要支援者は高齢化の進行等により増加してきていますが、家族形態の変化による世代間の支え合い機能の低下や高齢単身世帯の増加、個人の価値観の多様化等に伴って地域のつながりが希薄化し、地域における支え合い機能が低下しています。

こうした状況を背景に、かつては地域や家族などのつながりの中で対応してきた身近な生活課題への支援や、「社会的孤立」、「制度の狭間」の問題への対応が必要となっており、一人暮らしの人や生活困窮者などに対する、地域住民が主体となった地域における支え合いや見守りの仕組みづくりが必要です。

地域住民が、在宅・施設サービスなどの福祉サービスを適切に選択し、安心して利用できるようにすることは、地域において安心して暮らすことのできる環境づくりにつながることから、相談支援体制の充実等に努めるとともに、苦情解決体制などの利用者保護の仕組み、権利擁護体制の充実など、各分野における横断的な取組が必要です。

また、生活困窮者や子どもの貧困等に対して、包括的な支援や具体的な状況に応じた個別的支援など、セーフティネットの充実が課題となっており、大規模災害発生に備えた、高齢者等の要配慮者に対する地域の支援体制の整備等、地域防災力強化の取組なども必要です。

### 2 地域福祉を支える担い手の確保

本町では、まちづくりや子どもの健全育成を目的とした活動等が盛んに行われていますが、支援を必要とする人々は増加しており、今後、地域福祉の担い手不足が懸念されるため、地域住民が地域福祉活動に参画する仕組みづくりなどが必要です。

高齢化の進展や支援を必要とする人々の増加により、介護サービスや障害者・子育て支援サービスを支える人材の確保が困難な状況となることが懸念されます。今後、人材確保・定着に向けて「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」などに取り組む必要があります。

### 3 複合的な課題等へ対応できる包括的な支援体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続していけるよう、地域包括ケアシステムの構築を促進するとともに、医療・介護ニーズをもつ高齢者だけでなく、障害者、難病患者、子どもなど、様々な課題を抱える人が地域において、自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと連動した包括的な支援体制の構築に取り組む必要があります。また、多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立を促進するため、生活困窮者自立支援法に基づく就労、家計管理、子どもの学習等を支援する事業の実施や、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民生委員・児童委員等や地

域住民が連携して支援を行うとともに、地域における住民主体の課題解決能力を強化する取組や、包括的な相談支援体制の整備などに取り組む必要があります。

## 第3章

# 計画の基本的な考え方

このページは白紙です



## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### I 基本理念

本町では、町政運営の基本指針として「夢と活力があり 住民一人ひとりを大切にする福祉のまちづくり」を理念とした長島町第2次総合振興計画に沿って施策を展開しています。また平成19年には、九州の町村で初となる福祉事務所の業務を開始し、きめ細やかな福祉行政実現へ踏み出しました。

本計画は、本町福祉分野における最上位計画であることから、基本理念を『住民一人ひとりを大切にする福祉のまちづくり』とします。

### II 施策の基本方向

基本理念の実現のためには、住民自らの自立に向けた努力を基本とした上で、地域において、住民一人ひとりが、思いやりの心を持って、支え合い助け合えるような地域づくりを展開するとともに、公的サービスがよりきめ細かく、利用者の視点に立って適切に提供される必要があります。また、地域福祉計画は、地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。そのため、以下の3つの柱に基づき、施策を展開します。

#### 1 安心して暮らせる社会づくり

誰もが個性と能力を発揮し、活躍できるよう、高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する福祉サービスの充実を図ります。また、サービスの質の向上や、権利擁護、災害時の支援などに取り組みます。

#### 2 福祉を支える担い手づくり

地域における多様な福祉ニーズに対応するため、介護職員や保育士など、各分野の福祉サービスを担う人材の確保・定着やサービスの向上を図るための、人材育成に取り組みます。また、地域住民等の福祉活動への参加促進や、地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成、NPOの活動支援を行います。

#### 3 地域福祉の推進を支援

地域の中で一人暮らしの高齢者等支援を要する方々が孤立することなく、公的なサービスや地域の支え合い活動による支援を受けられるよう、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応した包括的な相談・支援体制の整備を進めます。

## 4 施策の基本的方向性

### 住民一人ひとりを大切に する福祉のまちづくり

#### I 安心して暮らせる社会づくり

- 1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援
- 2 生活困窮者への支援
- 3 権利擁護の推進
- 4 福祉サービスの質の向上
- 5 福祉のまちづくりの推進
- 6 地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取り組みの推進
- 7 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現
- 8 その他の支援

#### II 福祉を支える担い手づくり

- 1 地域住民等の福祉活動への参加促進
- 2 福祉人材の確保・育成の推進

#### III 地域福祉の推進

- 1 包括的な支援体制の構築
- 2 社会福祉協議会等との連携

## 第4章

### 施策の展開

このページは白紙です

## 第4章 施策の展開

### I 安心して暮らせる社会づくり

様々な課題を抱え、支援が必要な方へ提供する福祉サービスの充実を図るほか、権利擁護の問題や災害時の対応など福祉分野に共通する課題の解決に向け、制度の適切な運用や地域におけるネットワークの構築等を推進します。

#### 1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援

##### (1) 施策の方向性

地域における多様化・複雑化した支援ニーズに即した、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

##### (2) 主な取組

###### ニーズに対応した公的サービスの充実

- 「長島町老人福祉計画及び介護保険事業計画」、「長島町子ども・子育て支援事業計画」、「長島町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」、「長島町健康づくり計画」等の各分野別計画に基づき、各種施策に積極的に取り組みます。
- 保健・医療、介護、福祉サービスが、関係者の連携の下、地域で支援を要する方々の状況の変化等に応じて、包括的に切れ目なく提供される体制の整備を進めます。

###### (高齢者分野)

- 地域包括ケアシステムの構築の推進
- 介護保険制度に基づく多様な介護サービスの提供など

###### (障害者分野)

- 住民の理解促進と差別の解消、権利擁護及び虐待の防止
- 障害福祉サービス提供体制の充実など

###### (子育て分野)

- 結婚、妊娠・出産等に関する支援体制の充実
- 地域における子育て支援サービスの充実など

## 2 生活困窮者への支援

### (1) 施策の方向性

多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立を促進するため、相談対応から、就労、家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に行う体制の構築を図ります。

### (2) 主な取組

#### 生活困窮者への支援

- 生活困窮者に対しては、本人の状況に応じた支援が必要であり、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を実施します。
  - 直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験を提供するなど、就職に向けた支援を行います。また、生活困窮者の家計収支を改善させ、早期の生活再建を支援し、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言などを行います。
- 生活困窮者を、待ちの姿勢ではなくアウトリーチ等により早期に把握し、必要な支援を漏れなく届けられるよう、制度の周知や関係機関・団体のネットワークの構築などに取り組みます。
  - 生活困窮者自立支援に係る研修等を実施します。
- 就労準備支援事業などの任意事業の実施による包括的な支援の展開に向けた取組に努めます。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき各種施策に積極的に取り組み、子どもの貧困対策を含む生活支援対策を推進します。

### 3 権利擁護の推進

#### (1) 施策の方向性

認知症・知的障害・精神障害等の理由で判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を促進します。また、子ども、障害者、高齢者等に対する虐待の防止や対応強化のための体制の整備を図ります。

#### (2) 主な取組

権利擁護の推進
<ul style="list-style-type: none"><li>□ 成年後見制度の活用を促進します。<ul style="list-style-type: none"><li>● 国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、県、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携して、成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を行うほか、職員を含めた関係者の資質向上の取組を支援します。また、成年後見制度利用支援事業など制度の活用促進を図ります。</li><li>● 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、地域連携ネットワークの構築等の取組を促進します。</li></ul></li><li>□ 福祉サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業)の利用を促進します。<ul style="list-style-type: none"><li>● 判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用支援事業について、社会福祉協議会と連携しながら、多くの方が利用できるよう普及啓発に努めます。</li></ul></li><li>□ 子どもや障害者、高齢者等の虐待防止に向けた普及啓発、事業者等に対する研修や関係機関との連携強化を図ります。<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域包括支援センターや福祉事務所において、児童相談所や障害者権利擁護センター等の関係機関と連携を図りながら、虐待防止に努めます。</li><li>● 関係機関相互の密接な連携確保、事業者従事者、窓口職員等に対する研修、各種媒体を活用した普及啓発や、認知症施策と連携した取組を進めます。</li></ul></li><li>□ 社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法等の制度に関する住民の理解促進に努めます。</li></ul>

## 4 福祉サービスの質の向上

### (1) 施策の方向性

住み慣れた地域の中で安心して福祉サービスを利用できるよう、利用者の立場に立った福祉サービスの質の評価や情報提供の推進を図ります。また、支援を必要としている人が、必要な福祉サービスを適切に利用できるようにするために、各種支援制度の充実を図ります。

### (2) 主な取組

サービスの質の評価や情報提供の推進
<ul style="list-style-type: none"><li>□ 介護サービス事業者による質の高いサービス提供を確保するため、地域密着型サービスの提供やサービス基盤の整備の際の運営基準等の遵守を指導するとともに、サービス従事者の知識・介護技術向上のため、事業者の自主的な取組を含め、研修等の機会の確保に努めます。</li><li>□ 事業者による情報提供の促進を図ります。<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業運営に関する様々な情報などの積極的な提供を支援します。</li></ul></li></ul>
福祉サービスの相談支援体制の整備
<ul style="list-style-type: none"><li>□ 適切な苦情解決の促進を図ります。<ul style="list-style-type: none"><li>● 社会福祉協議会と連携し、迅速・的確な苦情解決への支援や制度の普及・啓発を図ります。</li></ul></li><li>□ 介護サービスに関する利用者等からの様々な苦情・相談については、迅速かつ適切に対応するため、県や国民健康保険団体連合会、介護サービス事業者などと相互に連携し、苦情・相談処理体制の充実を図り、サービスの質の確保・向上に努めます。</li></ul>



## 5 福祉のまちづくりの推進

### (1) 施策の方向性

高齢者や障害者など誰もが快適で生活しやすい、バリアフリーに配慮した生活環境の整備や地域における見守り・支え合い活動等を促進し、快適で安心・安全な生活の確保を図ります。

### (2) 主な取組

#### 福祉のまちづくりの推進

- 高齢者や障害者等が公共的施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用できるようバリアフリー化を推進します。
  - バリアフリー法や障害者基本法及び障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点を踏まえて、バリアフリー化を促進します。
  - 障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方を対象に、公共施設や店舗等の駐車スペースの確保を図るパーキングパーミット制度の普及を推進します。
  
- 地域で安心して安全な日常生活を送ることができるよう、日常生活を支援する見守り活動等を促進します。
  - 高齢者や障害者、引きこもりの人など支援を要する住民の情報を共有し、地域の福祉課題を見つけ出す「支え合いマップ」を活用した地域における見守り活動や生活支援活動等の取組を関係機関と連携して促進します。

## 6 地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の促進

### (1) 施策の方向性

利用者の支援や生活の質の向上に資するために、対象者を限定しない福祉サービスの取組を促進します。

### (2) 主な取組

#### 高齢者と障害児・者への一体的なサービスの提供

##### □ 共生型サービスの適切な提供に向けた支援を行います。

- 新たに創設された共生型サービスが適切に提供されるため、介護サービス事業者等に対する運営等の基準や介護報酬の仕組み等についての必要な情報提供を実施します。
- 適切なサービスの提供体制と質の確保のための関係機関との連携による適切な指導を実施します。

## 7 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現（自殺対策計画）

### （１）施策の方向性

こころの健康づくりと自殺予防対策を推進します。

### （２）主な取組

<b>子ども・若者への支援の充実</b>
<input type="checkbox"/> <b>子どもの不安や悩みの解消への支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 親や友人、教師等の身近な人が子どもの出した SOS に気づき、どのように受け止めたらいいかについて学ぶ機会を持てるよう支援します。</li></ul>
<input type="checkbox"/> <b>若者の不安や悩みの解消への支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 若者の置かれている状況や特性に応じた支援をできるよう、様々な関係機関と連携・協力し、支援体制を整備します。</li></ul>
<input type="checkbox"/> <b>いじめ防止対策への支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 相談窓口を広く周知していくとともに、学校と行政等の関係機関が連携・協力し、いじめ防止や対応できるような体制づくりに努めていきます。</li></ul>
<b>町民一人ひとりの気づきと見守りの推進</b>
<input type="checkbox"/> <b>自殺や自殺リスク低下に関する広報啓発活動の実施</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、町民誰もが当事者となり得る重大な問題であること、さらに命や暮らしの危機に陥ったときには、誰かに援助を求めることが適当であることへの理解について広く広報啓発活動を行っていきます。</li></ul>
<input type="checkbox"/> <b>児童、生徒への教育啓発</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 子どもの頃からの自殺リスク低下につながる教育について、家庭や学校、地域の関係機関と連携し、教育啓発活動に取り組んでいきます。</li></ul>
<b>自殺対策に関わる人材の確保、養成</b>
<input type="checkbox"/> <b>ゲートキーパーの養成</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 関係機関と連携し、研修会等において自殺リスク低下やゲートキーパーに関する正しい知識の普及を図るとともに、相談者の異変に気づいた場合、関係機関がゲートキーパーの役割を担えるよう支援します。</li></ul>
<input type="checkbox"/> <b>教職員の資質向上</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 研修会等を通して、教職員の資質向上を図り、児童生徒の不安や悩みに気づき、適切に対応できるようにします。</li></ul>
<input type="checkbox"/> <b>窓口対応の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 町職員一人ひとりが自殺対策に関して共通の認識をもち、窓口等での対応能力の向上に努めます。</li></ul>

### こころの健康づくりの推進

#### □ 正しい知識の普及啓発

- 食事・運動・休養などこころの健康づくりの推進及び、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

#### □ こころの健康づくりの推進体制の整備

- 民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関にも働きかけ、こころの健康づくり推進体制の整備に取り組みます。

### 自殺リスク低下に向けた支援

#### □ 見守り活動の充実

- 問題を抱えた人が、必要なときに適切な関係機関に相談できるよう、相談窓口等に関する情報を分かりやすく発信していくとともに、地域で悩みを抱えている人の早期発見に向けた見守り活動を支援します。

#### □ 様々な問題を抱える人への支援

- 生活困窮、多重債務、出産、育児、児童虐待、ひきこもり、介護、障害等の生きづらさや孤立のリスクを抱える恐れのある人が必要な関係機関とつながることができるよう支援します。

#### □ 関係機関との連携強化

- 様々な分野で、生きる支援にあたる関係機関との協力体制のネットワークづくりを強化します。

### 職場における自殺対策の推進

#### □ ハラスメントの防止対策

- ハラスメント防止の啓発を行い、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等により、働く人が自殺に追い込まれることがない社会を目指します。

#### □ 町職員のメンタルヘルス対策

- 町職員の職場におけるメンタルヘルス対策のため、研修、ストレスチェック、産業医との面談等を進めます。また、長時間労働の是正を図るため、職場巡視、出退勤時間の管理を行います。

### 自殺未遂者の再企図防止

#### □ 自殺未遂者本人と家族等の身近な人に対する支援

- 自殺未遂者本人への支援だけでなく、家族や身近な人への支援の充実を図ります。

#### □ 地域のネットワーク構築と支援

- 関係機関とのネットワークの構築を通し、切れ目のない支援を目指します。

## 遺された人への支援の充実

### □ 情報提供の推進

- 窓口等での相談に対し、適切に対応できるよう能力の向上に努めるとともに、自殺者や遺族等が必要とする支援や、関係団体について情報提供を行います。

### (3) 自殺対策計画の数値目標

自殺総合対策大綱（以下「大綱」という）の「自殺対策の数値目標」にあるとおり、本町の自殺対策が最終的に目指すものは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。そのため、最終的な目標として「自殺者ゼロ」を目指します。また、大綱における当面の目標では、「先進諸国の現在の水準まで自殺死亡率を減少させることを目指し、平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年（2015 年）と比べて 30%以上減少させること」としています。本町においても、計画期間における当面の数値目標として、平成 36 年（2024 年）までに、自殺死亡率を平成 29 年（2017 年）と比べて 30%以上減少させること」とします。なお、計画期間途中で数値目標を達成した場合は、その時点でより高い数値目標の再設定を検討します。

<計画の最終目標：誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現>

**自殺者ゼロを目指します。**

<計画期間における当面の数値目標>

平成 25～29 年（2013～2017 年）の平均自殺死亡率：19.8



**平成 31～35 年（2019～2023 年）の平均自殺死亡率：13.9**

## 8 その他の支援

### (1) 施策の方向性

就労支援, 居住支援など誰もが地域の中で安心して暮らせるよう支援を行います。  
また, 「自助」, 「共助」, 「公助」による地域防災力の強化を図ります。

### (2) 主な取組

その他
<p>□ 働く意思はあるものの, 生活困窮者, 高齢者, 障害者など様々な要因により就労が困難な方々に対する就労支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし, 年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指し, 高齢者や企業等の意識啓発に取り組むとともに, 多様な就労機会の提供を促進します。</li><li>● 自らの生きがいの充実や地域社会の発展に貢献したいと望んでいる高齢者に対して, 地域に密着した臨時的かつ短期的な就業又はその他の容易な業務を提供するシルバー人材センターの発展・拡充を促進します。</li><li>● 雇用, 福祉, 教育などの関係機関と連携しながら, 障害のある人の就業を促進します。</li><li>● ファミリー・サポート・センターの設置の検討や, 従業員の仕事と子育ての両立に取り組む企業の登録促進など, 女性が働きやすい環境の整備を進めるとともに, 結婚, 妊娠・出産, 育児等で離職した女性の再就職支援に取り組みます。</li><li>● ひとり親家庭の自立のためには就業機会の確保が極めて重要であり, ひとり親家庭の母等の個々の事情に応じた就職に必要な能力開発など就業支援の充実を図ります。</li></ul> <p>□ 生活困窮者, 高齢者, 障害者など住宅に配慮を要する方の住まいの安定的な確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るため, 建て替えや既存ストックの活用による公営住宅の整備を図るとともに, 適正な維持管理に努めます。</li><li>● 高齢者が安心して暮らせる住宅を供給するため, 公営住宅におけるシルバーハウジングの適切な整備に努めます。</li><li>● 子育て世帯の世帯人数に応じた規模の賃貸住宅の供給を促進するため, 公営住宅や地域優良賃貸住宅の活用を努めます。公営住宅においては, 子育て世帯の入居を促進するほか, 周辺施設も含めて子育て支援に資する施設の整備促進に努めます。</li><li>● 高齢者が安心して生活できる民間賃貸住宅の供給を促進するため, 福祉・医療と連携したサービス付き高齢者向け住宅の登録を促進するとともに, 既存ストックの活用や地域の特性に配慮した取組を支援し, さらに終身建物賃貸借制度などの情報提供に努めます。</li></ul>

- 矯正施設等の退所者に対する地域福祉の視点を踏まえた再犯防止対策を推進します。
  - 高齢又は障害を有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、地域生活定着支援センターと連携し、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行います。
  
- 自助・共助・公助による地域防災力の強化
  - 講演会や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図ります。
  - 自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行うとともに、自主防災組織の運営における重要な役割を担う人材の育成を行います。
  - 共助による防災活動の推進の観点から、地域住民が主体となって行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」制度の普及啓発を図ります。
  - 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進するとともに、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。
  - 若者や女性の消防団への加入促進等を通じ、消防団活動の活性化に取り組むなど、地域の消防力の充実・強化を図ります。

## II 福祉を支える担い手づくり

地域福祉活動への参加促進のための人材養成や、福祉の仕事に従事する人材の確保・定着に向けた取組を促進します。

### 1 地域住民等の福祉活動への参加促進

#### (1) 施策の方向性

地域住民に対する福祉活動の啓発として、県や関係団体と連携の上、福祉活動に関する広報を行い、理解を促すとともに、身近な地域での活動への参加につなげます。また、社会福祉法人や民間団体等についても、関係機関等と連携しながら社会貢献活動への参加を促進します。

#### (2) 主な取組

##### 地域住民等の福祉活動への参加促進

###### □ 共助の取組を強化します。

- 様々な広報媒体を活用して、地域づくりの意義や町内団体の活動状況等について情報発信することにより、助け合い、支え合う意識や、地域づくりに「共に取り組む」気運の醸成に努めます。
- 民生委員・児童委員の活動の理解促進を図ります。
- 社会福祉に対するニーズが複雑化・多様化し、地域福祉の推進が重要な課題となっていることから、地域福祉推進上、重要な担い手である民生委員・児童委員等に対し、住民のニーズの把握のために必要な情報の提供や研修を行うことにより連携を強化していきます。

###### □ NPO、ボランティア等の多様な活動を推進します。

- 地域のニーズや資源を踏まえつつ積極的に地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの人材育成を図ります。
- 社会福祉に関する理解を深めるため、ボランティア講座の開催など各種施策を推進するとともに、学校における「総合的な学習の時間」等において福祉に関する体験活動を実施するなど、関係機関と連携を図りながら、地域と連携した総合的な取組の推進に努めます。また、シニア層のボランティア活動への参加を促進します。
- 地域住民やボランティア団体による各種ボランティア活動を促進し、支援する施策を推進します。
- ボランティア活動に参加しやすい体制づくりを推進することにより、住民が共に参加し、支え合う地域社会づくりを進めるため、ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて、ボランティアに関する啓発や登録・あっせんなどを行い、ボランティアの養成・確保を推進するとともに、活動が円滑に進むよう活動のコーディネートを行います。



- 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人と家族を支援する認知症サポーターの養成に、県等と連携して取り組みます。

#### □ 高齢者の社会参加促進

- 高齢者が豊富な知識・経験・技能等を生かして、地域づくりの担い手として活躍し続けることができるよう、また、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるように県・関係団体と連携しながら支援します。
- 高齢者を含むグループが行う互助活動及び高齢者の地域デビュー（新たに社会参加活動に参加すること）に対するインセンティブを検討し、地域の互助活動の活性化や高齢者の社会参加、高齢者を地域全体で支える活動を促進し、地域活性化を図ります。

#### □ 県・関係団体との連携

- 民間企業等と連携し、高齢者への声かけや安否確認を行うなど、地域での見守りが必要な方への支援に取り組むとともに、県と連携して、見守り活動及び生活支援の担い手となる人材や事業主体等の発掘・育成・ネットワーク化と既存の介護予防事業所や多様な事業主体によるサービスの提供体制の構築を推進します。
- 地域福祉を推進する社会福祉協議会など関係団体と連携しながら、住民主体の助け合い活動の仕組みづくりを推進するとともに、生活支援の担い手となるボランティア等を育成します。

## 2 福祉人材の確保・育成の推進

### (1) 施策の方向性

福祉人材の確保・定着に向けて、就労相談等の実施を通じて、高齢者等の多様な人材の福祉分野への就労を促進します。

### (2) 主な取組

#### 福祉人材の確保・育成の推進

- 医療・介護の多職種協働や連携による高齢者等の状態に応じた包括的かつ継続的なサービス提供ができるよう、県が実施する訪問看護師等の人材育成に協力します。
- 介護・福祉の関係団体や事業者とともに、若者や高齢者等の多様な人材の確保を推進します。
  - 介護分野への多様な人材の参入促進を図るため、介護体験・施設見学やイベントなど、様々な機会を通じて介護の魅力の情報発信に努めます。
  - 高校生・保護者を対象としたセミナーの実施やインターンシップ制度の活用促進を図ります。
  - 将来の地域福祉を担う人材である小・中学生を対象としたイベントや体験教室を実施し、高齢者や障害のある人、介護の仕事への理解を深めるよう努めます。
  - 介護人材の安定確保に向けた方策等を検討するとともに、関係団体と連携した取組の促進を図ります。
- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育てに不安や負担を感じる親が増加していることから、地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員」の活用を促進します。

### Ⅲ 地域福祉の推進

地域における見守り体制の充実や関係機関の連携の促進，包括的な相談支援体制の構築等に取り組みます。

#### 1 包括的な支援体制の構築

##### (1) 施策の方向性

相談者への適切な対応・課題解決が図られるよう，包括的な相談支援体制の仕組みを構築します。また，多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう，生活困窮者自立相談支援機関や社会福祉協議会，地域包括支援センター等との連携を図ります。

##### (2) 主な取組

<b>地域課題の解決体制の構築</b>
<input type="checkbox"/> 住民が主体的に地域課題を解決する体制の構築を図ります。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 小学校区などの範囲において，自治会，NPO，企業など多様な主体が連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織づくりや，その活動の充実に向けて取り組みます。また，多様化・複雑化する福祉ニーズを住民が主体的に把握し，解決を試みることができる体制を構築します。</li></ul>
<b>包括的な相談支援体制の構築</b>
<input type="checkbox"/> 地域の実情に応じた包括的な相談支援体制を構築します。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 多職種・多機関をネットワーク化し，個人や世帯が抱える複合的課題の的確な把握，支援調整の組み立て等を総合的・包括的に行う「包括的相談支援体制」を構築します。</li><li>● 県が実施する，町及び社会福祉協議会，地域包括支援センター，障害者相談支援事業所，地域子育て支援拠点等相談機関の職員が，複合課題の対応や地域の社会資源のネットワークを構築し，コーディネートする能力を高める研修を受講します。</li><li>● 住み慣れた地域で高齢者等の在宅生活を支えるために，地域見守りネットワークや元気な高齢者をはじめ，住民主体の活動，NPO，社会福祉法人，社会福祉協議会，地縁組織，協同組合，民間企業，老人クラブ，シルバー人材センターなどの多様な主体による体制構築を実現するために，生活支援コーディネーターや協議体を活用して，互助を基本とした生活支援等のサービスが創出されるよう，地域の実情に応じて実施するサービス提供体制の構築に向けて取り組みます。</li><li>● 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合窓口の設置や，関係機関・団体による支援ネットワークの整備など，関係機関・団体が一体となった取組を進めます。</li></ul>

### 拠点機能の強化

- 高齢者の総合的な支援の調整を行う地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの推進体制を強化します。
- 障害者等に対する総合的な相談支援体制の中核的役割を担う存在として、基幹相談支援センターの設置を検討します。また、町、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等から成るネットワークを構築し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- 妊娠・出産に不安や悩みを抱える人への相談窓口の充実・強化を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する子ども家庭総合支援拠点の必要性を検討します。
- 年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要な支援を受けることができるとともに、住民自らサービスを提供することができる多世代交流・多機能型の福祉拠点づくりを検討します。

## 2 社会福祉協議会等との連携

### (1) 施策の方向性

多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう、県社会福祉協議会、長島町社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関や地域包括支援センター等と連携を図ります。

### (2) 主な取組

#### 多様な主体との連携促進

- 県社会福祉協議会、長島町社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人等の様々な専門機関による連携の促進を図ります。
  - 社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核として、社会福祉研修事業及び社会福祉人材センター事業などによる福祉・介護人材の養成・確保、ボランティア活動の推進、福祉サービス利用支援事業や苦情解決事業などの在宅福祉サービスの実施、福祉教育など、多様な地域福祉活動を主体的に実施しています。今後も社会福祉協議会との連携を強化していきます。
  - 社会福祉協議会は、地域福祉推進のためのネットワークの中心となり、関係機関と相互に連携を図りながら、ボランティア等の育成に当たっており、その広域的な活動を支援します。
  - 社会福祉法人、医療法人等、様々な関係団体の多様な主体の自主性・自立性を尊重し、連携を図ります。

## 資料編

このページは白紙です

## 資料編

### 自殺対策事業一覧

事業名	概要	所管課
職員の健康管理に関する事務	ストレスチェックを行うことで、本人の気づきにつながること、及び集団分析を行うことで職場環境改善を図ることで、メンタルヘルス不調を未然に防ぐことを目的とする。	総務課
住民への相談に関する事務	各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。 相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知っておいてもらうことで、その職員がつなぎ役としての対応を取れるようになる可能性がある。	総務課
職員研修に関する事務	職員研修の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	総務課
文書広報	住民が地域の情報を知る最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として各種事業や相談窓口を直接地域住民に提供する機会となり得る。「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」に特集を組むなど効果的な啓発が可能となる。	企画財政課
男女共同参画推進事業	男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりすることで、住民に対する啓発の機会となり得る。	企画財政課
地域おこし協力隊事業	地域住民との交流から、様々な人間関係や家庭環境等に触れる機会が多く、相談役も兼ねた役割も担う可能性がある。	地方創生課
空き家活用促進事業	空き家を取り扱う中で、名義に係る相続権の問題が多くある。特に相続権の紛争は全国的にも多くあり、裁判に発展する事例も事欠かない。生活環境も一変する可能性も高い現状で、法律的な相談も受けることもあり、専門家の意見等を紹介しながら解決できる可能性がある。	地方創生課
窓口対応	窓口に来る来庁者との対応の中で、直接相談を受けた場合や対応の中で言動や表情などで職員が気づいた場合など、職員が他部門と連携を行い、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	会計課

事業名	概要	所管課
賦課徴収事務	法令に基づいた課税を行っているが、相談を受けた職員が相談者の生活実情を勘案し、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	税務課
窓口業務	相談を受けた職員等が、他部門との連携により、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	税務課
町税・国保税の徴収及び滞納整理事務	納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を実際に様々な支援につなげられる体制を作ることで、生きることの包括的な支援となり得る。	税務課
戸籍住民基本台帳に関する事務	住民票異動や戸籍届出が頻繁な方の手続き等の対応や気づきにより、適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	町民保健課
人権擁護に関する事務	特設人権相談所に相談に来られる、自殺リスクの高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	町民保健課
国民健康保険に関する事務	保険税の滞納により保険証を交付できない方には疾病や生活状況を聞き取り、担当課(税務課等)と協議の上、短期の保険証を発行することで自殺リスクの軽減に寄与し得る。	町民保健課
後期高齢者医療保険に関する事務	保険税の滞納により保険証を交付できない方には疾病や生活状況を聞き取り、担当課(税務課等)と協議の上、短期の保険証を発行することで自殺リスクの軽減に寄与し得る。	町民保健課
国民年金事務	失業による国民年金資格取得、生活困窮による免除申請、障害・遺族・寡婦年金等の手続き時の対応や気づきにより、適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	町民保健課
母子保健事業	産婦健康診査事業:産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備することで産後うつ予防、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	町民保健課
精神保健福祉に関する事業	当事者や家族に対応・支援を行うことで自殺のリスクの軽減につながる。	町民保健課
難病に関する事業	当事者や家族に対応・支援を行うことで自殺のリスクの軽減につながる。	町民保健課
健康増進事業	健診や訪問等で面接する機会を利用する事で必要な場合には専門機関による支援につないだりする接点となり得る。	町民保健課



事業名	概要	所管課
国民健康づくり運動推進事業	健康づくり協議会の中で住民への啓発の機会となり得る。	町民保健課
養育医療事業	相談や申請の対応・支援を行うことで自殺リスクの軽減に繋がる。	町民保健課
予防接種事業	未接種者への接種勧奨等を行う中で様々な困難や問題を抱え、自殺リスクが高い場合、対応支援を行うことで自殺リスクの軽減に繋がる。	町民保健課
結核予防事業	検診受診の機会に支援の必要性に気づいた際に対応することができれば自殺リスクの軽減や適切な支援につながり接点となり得る。	町民保健課
健康増進事業	健診や訪問等で面接する機会を利用する事で必要な場合には専門機関による支援につないだりする接点となり得る。	町民保健課
国民健康保険疾病予防事業	訪問時に健康相談もできることから、不安の軽減になる。はり・きゅうの補助についても痛みの軽減につながり、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	町民保健課
特定健康診査等事業	健診や保健指導の機会を活かし、問題がある場合により詳細な聞き取りを行うことにより、自殺リスクの軽減に繋がる。	町民保健課
健康増進計画策定事業	計画を策定するにあたり、心の健康について住民のニーズ調査等を行う中で自殺対策に言及することで住民への周知啓発の機会になり得る。	町民保健課
食生活改善推進員協議会に関する事務	推進員活動を行うにあたり、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には個別相談や継続支援につなげる等の支援の接点となり得る。	町民保健課
地域福祉計画・自殺対策計画策定業務	地域の自殺実態や対策の情報、要支援者に関する情報共有を図ることで両計画の連動を図ることができる。地域福祉計画による活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。	福祉事務所
障害者計画・障害福祉及び障害児福祉計画策定業務	地域の障害者実態把握やサービス利用の状況、対策の情報から、自殺リスクを抱える状況にある障害者の早期発見と支援になり得る。	福祉事務所
各種医療費助成事業	給付に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。	福祉事務所
各種手当の支給事業	受給者やその家族と対面する機会があるので、問題を早期発見できフォローすることで、自殺リスクの軽減に繋がると考えられる。	福祉事務所

事業名	概要	所管課
生活困窮者自立支援事業	相談業務で関わる中で問題に気づき自殺リスクの軽減に繋がる。	福祉事務所
障害福祉サービスに関する事務	窓口での相談や申請などの関わりの中で障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減に寄与し得る。	福祉事務所
障害児支援に関する事務	障害児を抱えた保護者への相談支援対応は、保護者の過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減に繋がる。	福祉事務所
各種障害者手帳に関する事務	手帳申請は、様々な相談を受ける際に最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減に寄与し得る。	福祉事務所
自立支援医療事務	申請を受ける中で障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減に寄与し得る。	福祉事務所
相談支援事業	各種障害を抱えて生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合がある。相談員にゲートキーパー研修を受講してもらい、気づき役やつなぎ役としての役割を担ってもらい、必要な場合に適切な支援先につなぐことができ得る。	福祉事務所
地域活動支援センター事業	センター職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、気づき役やつなぎ役としての役割を担ってもらい、必要な場合に適切な支援先につなぐことができ得る。	福祉事務所
老人福祉施設措置事業	要援護高齢者を養護老人ホームへ入所措置することで安心安全に暮らせることで自殺のリスクを避けることができる。	福祉事務所
老人給食サービス事業	高齢者へ給食を届けることで、孤独ではない、見守られているという安心感、安否確認で安堵感を与えることができる。	福祉事務所
敬老祝金支給事業	高齢者への祝い金を支給することで、来年も受給しようという意欲をわかせる。	福祉事務所
高齢者等住宅改造費助成事業	住宅改修する費用を助成することで要援護高齢者等の寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることができ、高齢者やその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ることができる。	福祉事務所
家庭児童相談事業	小中学校からの相談ケースが増えてきており、その情報から早期にフォローできるので、自殺リスク軽減に貢献できると考えられる。	福祉事務所
母子家庭等対策総合支援事業	相談時に面談する機会があるので家庭状況や抱えている問題などを引き出せる機会になり得る。	福祉事務所

事業名	概要	所管課
生活保護に関する業務	相談業務や日ごろのケースワークで自殺に対するリスクの軽減につなげる事ができる。	福祉事務所
災害見舞金の給付	災害見舞金の金銭面での支援を行う事で自殺へのリスクを軽減する事ができる。	福祉事務所
虐待の対応	虐待への対応を糸口に、当人や家族等、援護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先へとつないでいく接点(生きることへの包括的支援への接点)にもなり得る。	福祉事務所
災害時要援護者台帳	要援護者の情報を集める際に、様々な問題を抱えている要援護者に対して、随時、何らかの支援が必要ではないかの確認や声かけを行い、適切な支援に繋げられる可能性がある。	福祉事務所
長生園の管理	全体会等で心身の健康保持と生活安定を目的とした話し合いの場を設けて日頃も自殺対策を意識した支援を行う。	長生園
職員研修	相談対応を行う職員に研修を受講してもらい、その職員がつなぎ役として、対応できよう体制を整える。	長生園
介護保険に関する事務	申請時の聞き取りの中で、自殺につながりそうな状況の聞き取りが行えるのではないかな。	介護環境課
介護予防給付事業	ケアマネージャーにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者や、その家族の異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐことができる。	介護環境課
地域包括支援センターに関する業務	相談を通じて、本人・家族の負担を軽減することができ、対策を練ることができる。	介護環境課
高齢者虐待の対応	相談を通じて、本人・家族の負担を軽減することができ、対策を練ることができる。	介護環境課
認知症サポーター養成講座の開催	認知症の方を介護している方の家族心中が全国的にも増えてきている。正しい理解を得ることで対応に困る方々も少なくなるのではないかな。	介護環境課
認定調査業務	認定調査訪問時、生活状況(家の中の様子)が分かり、予防対策ができるのではないかな。	介護環境課
在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護の切れ目ない支援が自殺のリスクの軽減にも寄与し得る。	介護環境課
介護相談員派遣等事業	介護相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サービスの提供者や利用者の異変に早期に気づき、つなげることができる。	介護環境課
狂犬病予防対策費	ペット等の死亡時に、心理的なサポートができれば、自殺のリスクの軽減にも寄与し得る。	介護環境課

事業名	概要	所管課
水俣病相談窓口設置事業	水俣病相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、水俣病手帳保持者やその家族が何か問題を抱えている場合には、適切な対応を取ることができる。	介護環境課
獅子島等医療・福祉推進事業	各種専門職のスタッフに、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な対応を取ることができる。	介護環境課
水俣病総合対策医療事業	各種専門職のスタッフに、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な対応を取ることができる。	介護環境課
火葬場管理	亡くなった方の中には、自殺による死亡ケースがあることも想定されるため、遺族等の異変を早期に察知し、適切な期間へつなぐことができる。	介護環境課
在宅診療	当人の身体状態、精神状態の異変を早期に把握し、また、家族、家庭環境の変化を感じ、当人及び家族に対し助言・相談を行うことにより、自殺を未然に防ぐ手助けになり得る。	診療所
診療所管理	身体状態、精神状態の異変を早期に把握し、助言・相談を行うことにより、自殺を未然に防ぐ手助けになり得る。	診療所
水産業振興一般事業	各漁港に立入り禁止の看板を設置する。	水産商工課
消費者行政活性化事業	消費生活上の困難を抱える人々は自殺リスクの高いグループでもある。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えているほかの課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	水産商工課
公共施設環境美化事業	公共施設を清潔に保ち、相談しやすい環境に勤める	水産商工課
住宅管理事務	自殺対策について、入居者にも周知する。また、団地ごとに小組合を作り、集落の文書配布や奉仕作業(住宅まわりの草払い等)を行い、近所付き合いを密にすることでお互いが寄り添いやすくなり、自殺の予防ができる可能性がある。	景観推進課
窓口業務	住民相談窓口の開設を行ない、相談対応を行なう。	総合管理課
用地交渉	用地交渉を行う職員にゲートキーパー研修を受講させ、その職員がつなぎ役としての対応ができるよう体制を整える。	建設課
港湾管理事業	定期的な清掃を行うことにより、施設を清潔に保つとともに、自殺リスクの高い場所等への見回り体制を整える。	建設課
水道料金徴収事務	水道料金の滞納整理の際、生活困窮者に対し必要に応じて適切な相談窓口につなぐ。	水道課

事業名	概要	所管課
下水道料金徴収事務	下水道料金の滞納整理の際、生活困窮者に対し必要に応じて適切な相談窓口につなぐ。	水道課
農業農村整備事業	農村整備事業に伴う説明会及び補修等の相談があった時に、つなぎ役として対応できるような体制を整える。	耕地課
農業次世代人材投資事業	若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば若年者への生きることの包括的な支援(自殺対策)となり得る。	農林課
農業委員会運営	農地を売りたい、貸したい人の中には経済的に困窮した人も含まれる可能性がある。自殺対策の視点についても対応する職員に理解してもらい、問題を抱えている場合には、適切な支援につなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	農業委員会
農業委員会運営	農地に係る紛争によって悩みを抱えている人については、職員が十分に内容を聞いたうえで、事務局と農業委員・農地利用最適化推進委員が和解の仲介をすることで心の負担を軽減することができる。	農業委員会
農業者年金事務	農業者年金受給者で、家族関係の悩みや経済的に困窮している様子があれば、事務局職員がしっかり話を聞いたうえで対応し、深刻である場合は支援員へ相談して適切な対策を講じることができる。	農業委員会
教育委員会学校訪問	学校でのいじめや不登校の現状を直接聞き、指導をすることができる。	教育総務課
教職員住宅管理	自殺対策について、入居者にも周知する。また、団地ごとに小組合を作り、集落の文書配布や奉仕作業(住宅まわりの草払い等)を行い、近所付き合いを密にすることでお互いが寄り添いやすくなり、自殺の予防ができる可能性がある。	教育総務課
獅子島子落とし塾事業	学力の向上や人間関係で悩んでいる生徒に対し、大学生が勉強を教えるだけでなく、経験面から様々なアドバイスや、助言をすることで生徒の悩みを解消する可能性がある。	教育総務課
いじめ対策専門委員会に関する事務	いじめが原因で、自殺する児童・生徒の可能性が想定される。未然防止の対策や事後の対応を図る。	学校教育課
教育相談	教育相談を受ける児童・生徒は、人間関係や学校・家庭生活で悩みやストレスを多く抱えており、学校の安全体制を整えることで、未然防止に繋がる。	学校教育課

事業名	概要	所管課
学校管理	定期的な健康診断を実施することで、児童・教職員の健康状態の異変を把握する。	学校教育課
幼稚園管理	定期的な健康診断を実施することで、園児・教職員の健康状態の異変を把握する。	学校教育課
生涯学習推進事業	家庭教育学級等での人権教育は、一人ひとりの大切さ及び自分も大切な存在であることを学習することが出来る。	社会教育課
図書館管理運営	心がつらくなったときに読んで心の支えとなれるような本の紹介が出来る。	社会教育課
窓口対応	<p>相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、その職員がつなぎ役としての対応ができるよう体制を整える。</p> <p>上記と同様に、住民の代弁者である議員にゲートキーパー研修をしてもらい、つなぎ役としての対応ができるよう体制を整える。</p>	議会事務局

# 用語集

## 英文字

### NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

## あ行

### アウトリーチ

手を伸ばすという意味の英語から派生したことで、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。医療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動など。訪問支援。

### インセンティブ

(ある目標に向かって誘導するための) 刺激。誘引、動機となる事物。また、奨励金。

### インターンシップ

会社などでの実習訓練期間。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。体験就業。インターン。

### うつ病

主な症状として、抑うつ気分(気持ちが沈む、自信を失う等)、精神運動制止(注意が集中できない、簡単な決断ができない等)、不安焦燥感(落ち着きがなくなる、焦り等)、自律神経症状(睡眠困難、食欲不振等)がある。朝が不調で、夕方になると少し楽になるという日内変動もある。子供から老年までの幅広い年齢層で見られ、子供や青少年の場合は身体症状が出たり、ひきこもる(ひきこもり)など、行動で症状を表すことがある。他人への配慮が過剰だったり、全てに完璧を目指すような性格傾向との関連性の研究もある。

## か行

### 基幹相談支援センター

障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行う。

### 虐待

むごい扱いをすること。繰り返しあるいは習慣的に、暴力をふるったり、冷酷・冷淡な接し方をすること。①身体的虐待(対象に身体的暴力を加える)、②心理的虐待(対象に心理的暴力を加える)、③性的虐待(対象に性的暴力を加える)、④経済的虐待(対象に金銭を使わせない、あるいは勝手に使う)、⑤ネグレクト(対象に必要な資源を提供しない)などがある。

### キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座の講師役。

### 共生型サービス

2018年度(平成30)介護保険制度改正により導入されたもので、介護保険事業所および障害福祉事業所が、必要な基準を満たし共生型サービスを提供する事業所として認められれば、いずれか一つの事業所において、高齢者と障害者(児)がサービスを受けられるようになるもの。

### 協同組合

サービスの利用者が所有し、みずからの利益のために運営する団体。農産物の加工・販売、機器や原材料の購入のほか、卸売、小売、電力、信用・銀行業務、住宅産業など、多くの分野で成功している組織形態である。組合員は任意加入・脱退が認められ、出資額に関係なく平等の議決権をもち、

出資者であり利用者であるという特色をもつ。

### ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

### 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

### 高齢化率

総人口、または、ある地域の人口に、65歳以上の高齢者人口が占める割合。

### 子育て支援員

子育て支援分野に従事するための研修を修了し、認定された者。育児経験豊かな主婦などを、地域の子育て支援を支える人材として活用する目的で、国が創設した認定制度。2015年度（平成27）から実施された子ども・子育て支援制度では、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点などで、子育ての場が大きく拡大するため、保育士（国家資格）を含め慢性的な保育人材の不足を解消し、新たな担い手を増やすことを目指して設けられた。

### 子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する。

## さ行

### 支え合いマップ

地域の「気になる人（支援を必要と考えられる人）」とその人への住民の関わりをマップ（住宅地図）に落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援の欠けている状況を把握し、その地域の取り組み課題を抽出するもの。支え合いマップは、地域福祉課題を抽出する手段となるものである。

### 社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。単身世帯の増加、婚姻率の低下、若者の社会的自立の遅れなどが背景にある。

### 社会福祉協議会

地域の福祉向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された民間福祉団体。国・都道府県・市区町村単位に設置。

### 社会福祉法

社会福祉事業が公明かつ適正に行なわれることを確保し、社会福祉の増進に資することを目的として制定された法律。1951年（昭和26）社会福祉事業法として制定、2000年（平成12）改題。福祉事務所、社会福祉法人、共同募金などについて規定する。

### 終身建物賃貸借制度

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者単身・夫婦世帯等が終身にわたり安心して賃貸住宅に居住することができる仕組みとして、借家人が生きている限り存続し、死亡時に終了する相続のない一代限りの借家契約を結ぶことができる制度。

### 就労準備支援事業

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）において任意事業に位置付けられた事業。生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な人



を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施する。

### 少子高齢化

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が高まること。

### シルバー人材センター

労働意欲をもつ高齢者に対して、地域社会の臨時的、短期的な仕事についての情報を提供する組織。1986年（昭和61）の高齢者雇用安定法によって法制化された。

### シルバーハウジング

高齢者世帯が地域社会のなかで自立した生活を快適に送れるように、住宅の安全や利便性を考慮した設計や設備を施すと同時に、福祉サービスなども受けやすく配慮した公的な賃貸集合住宅。供給主体は地方公共団体、都市再生機構、住宅供給公社である。

### 生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人を対象に、都道府県や市区町村が、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な支援を行う制度。2015年（平成27）から実施。

### 生活支援コーディネーター

地域支え合い推進員。高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者をいう。

### 生活保護

社会保障の一つとして、国家および地方公共団体が貧困者の生活を保護すること。

### 制度の狭間

悩みや課題を抱えてはいるものの、どの制度の対象にもならず、制度の狭間（すきま、せまいあいだ）に陥ること。

### 成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度。

### セーフティネット

経済的困窮者に対して、最低限の生活を続けられるようにする生活保護等の社会保障制度を指すことが多い。

### 総合的な学習の時間

教科の枠を越え、設けた主題に沿って行う学習。さまざまな課題を探究し、自ら考え解決する能力を重視する。体験的な学習、地域や学校の特色に応じた学習などが行われる。総合学習。

## た行

### 多重債務

複数の金融機関から借金を繰り返し、その結果、返済困難に陥った債務。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

### 地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるために設置されている支援機関。

### 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制をいう。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要となる。

### 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実現する役割を担う中核的機関として設置される。

### 地域密着型サービス

住み慣れた自宅や地域で可能な限り生活を続けられるよう、地域ごとの実情に応じた柔軟な体制で提供される介護保険サービスであり、平成18年4月に創設された。原則として居住している市町村内でのみサービスの利用が可能。

### 地域優良賃貸住宅制度

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する、居住環境の良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う制度。

### 地縁組織

町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織であり、いわゆる自治会、町内会等がこれにあたる。

な行

### 認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。およそ90分の養成講座を受講するだけで誰でもなることができる。

は行

### パーキングパーミット制度

鹿児島県身障者用駐車場利用証制度。公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場の適正利用を推進していくため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方等に対し、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度。

### ハラスメント

嫌がらせ。いじめ。「セクシュアルハラスメント」「パワーハラスメント」など。

### バリアフリー

障害のある人や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例。

### ひきこもり

人間関係の構築に失敗するなどして、長期間にわたって家庭内に引きこもり、社会的な活動に参加できないでいる状態をいう。

## ファミリー・サポート・センター

育児や介護において、援助を受けたい人で行いたい人との橋渡しをし、相互援助が円滑に行われるように調整を行う組織。または、その制度。ファミサポ。

## 福祉サービス利用支援事業

社会福祉協議会が実施する第二種社会福祉事業。判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切に利用できるよう助け、これに伴う日常的金銭管理等をあわせて行う仕組み。福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどを支援する。

## ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人またはその活動自体をいう。

## ま行

### 民生委員・児童委員

社会福祉の増進を任務とし、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う名誉職。都道府県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱する。同時に児童委員を兼務する。

## や行

### 要介護(要支援)認定者

介護保険制度で、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護)にある人をいう。また、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態(要支援)にある人、要介護よりは軽度の状態の人を指す。

## 要配慮者

防災・災害対策の分野で、高齢者・障害者・乳幼児など、災害時に特別な配慮が必要となる人のこと。

## ら行

### 老人クラブ

おおむね60歳以上の高齢者が、身近な地域を基盤として、自主的に参加・運営する組織。親睦・健康づくり・地域貢献など老人福祉の増進を目的とした活動を行う。

## わ行

### 我が事・丸ごと

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制の整備を進めていく必要があるという考え方。

# 策定委員会

## 1 長島町地域福祉計画及び自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画及び自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条の規定に基づく自殺対策計画を策定するにあたり，長島町として目指す福祉のまちづくりにおける統一的な目標を掲げ，必要な施策を総合的に捉え直し，地域の方々をはじめとする民間の福祉の担い手と行政の協働による地域福祉を総合的かつ計画的な推進を図るため，長島町地域福祉計画及び自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について協議を行い，計画の案を作成し，町長に報告する。

- (1) 計画の基本方針
- (2) 計画案の作成
- (3) 計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は，委員15人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 住民の代表
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 各種関係団体代表者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 関係行政機関の代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は，計画の策定が終了するまでの期間とする。ただし，委員の欠けた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。
- 3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は，委員長が招集し，その議長となる。

- 2 委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数の場合は，議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成30年7月1日から施行する。

2 この告示は、委員会が計画を町長に報告した日の翌日にその効力を失う。

## 2 長島町地域福祉計画及び自殺対策計画策定委員会委員名簿

区 分	番号	機 関 等 名	役 職	氏 名
第3条第2項(1) 住民の代表	1	長島町議会総務民生常任委員会	委 員 長	林 誠治
	2	長島町自治公民館連絡協議会	会 長	飯田 満穂
第3条第2項(2) 社会福祉関係者	3	長島町社会福祉協議会	事 務 局 長	前 香二
	4	社会福祉法人 成心会	事 務 長	石塚 史郎
	5	NPO 法人 長島福祉作業所 ぽんぽこ村	理 事 長	大堂 和枝
第3条第2項(3) 各種関係団体代表者	6	長島町民生委員児童委員協議会	会 長	川田 幸則
	7	長島町商工会	会 長	木場 盛二
第3条第2項(4) 保健・医療関係者	8	出水保健所	所 長	山口 文佳
第3条第2項(5) 関係行政機関の代表	9	阿久根警察署鷹巣駐在所	所 長	小牧 利弥
	10	長島町	副 町 長	岩切 豊
	11	長島町教育委員会	学 校 教 育 課 長	久徳 寛司
	12	阿久根地区消防組合東分遣所	所 長	小田 計